

令和 7 年 第 4 回 宇 治 田 原 町 議 会 定 例 会

目 次

○第 2 日（令和 7 年 12 月 8 日）

議 事 日 程（第 2 号）	9
日程第 1 一般質問	12
1. 今 西 利 行 議員	
2. 山 内 実貴子 議員	
3. 上 野 雅 央 議員	
4. 田 中 大 典 議員	
5. 光 島 善 正 議員	
6. 堀 口 宏 隆 議員	
7. 山 本 精 議員	
8. 谷 口 茂 弘 議員	
日程第 2 議案第 58 号	令和 7 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 3 号）……58
日程第 3 議案第 59 号	令和 7 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）……58
日程第 4 議案第 60 号	令和 7 年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……58
日程第 5 議案第 61 号	令和 7 年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第 1 号）……58
日程第 6 議案第 62 号	令和 7 年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第 1 号）……58
日程第 7 議案第 63 号	宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……58
日程第 8 議案第 64 号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……58
日程第 9 議案第 65 号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……58
日程第 10 議案第 66 号	宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……58

令和7年第4回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和7年12月8日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 今 西 利 行 議員
2. 山 内 実貴子 議員
3. 上 野 雅 央 議員
4. 田 中 大 典 議員
5. 光 島 善 正 議員
6. 堀 口 宏 隆 議員
7. 山 本 精 議員
8. 谷 口 茂 弘 議員

日程第2 議案第58号 令和7年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)

日程第3 議案第59号 令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

日程第4 議案第60号 令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第61号 令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第62号 令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第63号 宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第8 議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第9 議案第65号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第10 議案第66号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 出席議員

議 長 12番 原 田 周 一 議員

副議長	1 番	谷 口 茂 弘	議員
	2 番	光 島 善 正	議員
	3 番	堀 口 宏 隆	議員
	5 番	山 本 精	議員
	6 番	今 西 利 行	議員
	7 番	浅 田 賢 茂	議員
	8 番	上 野 雅 央	議員
	9 番	山 内 実貴子	議員
	10番	藤 本 英 樹	議員
	11番	田 中 大 典	議員

1. 欠 席 議 員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	勝 谷 聡 一 君
教 育	長	南 亮 司 君
総 務 政 策 監		奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長		村 山 和 弘 君
健 康 福 祉 理 事		立 原 信 子 君
建 設 事 業 理 事		垣 内 清 文 君
教育次長兼学校教育課長		矢 野 里 志 君
企 画 財 政 課 長		中 地 智 之 君
税 住 民 課 長		奥 西 正 浩 君
福 祉 課 長		太 田 智 子 君
健 康 対 策 課 長		岡 崎 一 男 君
子 育 て 支 援 課 長		廣 島 照 美 君
建 設 環 境 課 長		中 村 浩 二 君
まちづくり推進課長		植 村 和 仁 君
産 業 観 光 課 長		谷 出 智 君
上 下 水 道 課 長		下 岡 浩 喜 君

会計管理者兼会計課長	岡 崎 貴 子 君
社 会 教 育 課 長	田 村 徹 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
学校教育課課長補佐	重 富 康 宏 君
専 門 官	長谷川 みどり 君

開 会 午前10時00分

○議長（原田周一） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（原田周一） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

今西利行議員の一般質問を許します。今西議員。

○6番（今西利行） 皆さん、おはようございます。

今西利行です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目に、町長の政治姿勢について質問いたします。

まず初めに、住民への対応についてお聞きいたします。

本年9月議会において、住民団体である、まちづくりをともに考える会からの懇談の申入れに対して、なぜ、会わないのかとの質問に対し、町長は、政治的な主張が強い団体との懇談はお断りしていると答弁されました。

どうして、政治的な主張が強い団体とは会おうとされないのか、その理由を伺います。

○議長（原田周一） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 私は、対話重視を公約に掲げておりまして、様々な機会を通じて住民の皆様の声を受け止めて、そして今後のまちづくりに反映してまいりたいと考えています。ただ、町政運営につきましては、行政の中立性と公平性を堅守をしまして、住民の皆さん全体の利益を最優先に行う必要がございます。このため、政治的な主張の強い団体からの懇談要請につきましてはお断りをしているところでございます。

なお、対話重視としましては、4月のさくら福祉まつりでの臨時町長室、また、11月のうじたわら・ハートのまちの商工祭でのまちかど町長室の設置、このほか、まちづくりの出前講座としての懇談、そして8月30日には文化センターで、10月7日にはインスタライブで、それぞれ、うじたわら未来共創ミートアップを行うなど、様々な対話機会の創出に努めております。

今後も、本町が抱える諸課題など、町政の見える化を図る中で、職員だけではなくて住民の皆様にもまちづくりを自分事として捉えていただきまして、このまちづくりのデザインを共に描いてまいりたいと考えております。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 町政運営について、中立性と公平性を堅守することや、住民全体の利益を最優先に行うというのは当然のことです。

では、政治的な主張が強い団体と懇談すれば、中立性、公平性が守れない、住民全体の利益を損なうことになるということでしょうか。なぜそのようなことになるのか、お聞きいたします。

○議長（原田周一） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 行政機関は、特定の政治的立場を是認したり推進したりする役割を担っておりません。全ての住民の福祉や利益を最大化することを目的とする中立的なガバナンスを担っています。

また、この中立性は、住民の皆さんからの信頼をいただける町政運営に当たっての基本的姿勢でもございます。そのため、政治的主張が強い特定団体との懇談は、ほかの団体、個人の声を総体的に過小評価する不公平な情報収集・反映につながる懸念が生じますし、政治的主張の強い偏りのある声だけがクローズアップされ、政策決定過程の透明性と説明責任を損なうおそれがございます。

よって、先ほど申し上げました、まちづくり出前講座、うじたわら未来共創ミーティングやまちかど町長室などの様々なオープンな対話の場を活用して、広く住民の皆さんの声を聞き、まちづくりに反映してまいり所存でございます。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 政治的主張の強い偏りのある声だけがクローズアップされ、政策決定過程の透明性と説明責任を損なうおそれがあるとのことですが、一体、まちづくりをともに考える会をどう捉えておられるのでしょうか。まちづくりをともに考える会は、まさに、まちづくりを自分事として考え、常に住民の利益を最優先に考えて活動されてきた住民団体でございます。政治団体ではありませんし、特定の政治的立場を主張したり押しついたりといったことは、これまで一切なく、むしろ、住民の命に関わる防災問題や公共交通の問題などで住民の声を集め、町への申入れや担当課との懇談等を行ってきた団体でございます。そのような団体を、政治的主張が強い団体と決めつけ、懇談すれば、まるで行政の中立性・公平性や住民全体の利益を損なうことになるかのような先ほどのご答弁は、あまりにも失礼であり、非常に遺憾です。

町民の中にはいろいろな人がいて、いろいろな意見があります。それらの声を十分聞いた上で、町の施策に生かすかどうかは、町長自身が判断すればいいことです。むしろ、

懇談しない、声を聞かないということが、逆に中立性、公平性に逆行するものであるということを強く指摘しておきます。

それでは、次に、議会对応について質問いたします。

静岡県函南町で、不適切な資料を用いた勉強会が長年行われており、特定の政党・議員に対して差別的な対応を取るように促していたことが明らかとなりました。今回発覚した不適切な資料は、元町幹部が独断で作成したもので、新任の課長などを対象にした議会对応勉強会で2020年度から25年度まで使用されており、その勉強会は、公務時間内に行われていたとのことであります。

資料には、議員の所属党派や会派によって、対応や答弁内容を付度するのは当たり前とする項目があり、特に保守系会派に対しては特段の配慮を求める一方で、共産党などの当初予算に反対している議員への対応や答弁は粗雑で構わないと書かれていました。他の町のことでありますが、これは特定の政党・議員だけではなく、全ての国民に対しても民主主義の根本に関わる問題であると思います。

町長はこの件に関して、どのように思われますか、伺います。

○議長（原田周一） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） まず、個別のほかの自治体の事案につきまして見解を述べることは、差し控えさせていただきます。

本町におきましては、不適切な勉強会の開催、そして特定の政党・議員に対しまして差別的な対応を取るよう促したことは、一切ございません。

今後、住民の皆様の信頼を第一に考えまして、透明性のある行政運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 本町においては、不適切な勉強会も差別的な対応を取るよう促したことも一切ないとのことですが、私自身は、これまでにそういった対応だと感じたことが何度かありました。先ほども申しましたが、民主主義の根本に関わる問題です。函南町の事例はとんでもないことですが、特定の政党・議員への付度も、また軽視もあってはならないことであり、先ほどの質問でもありましたように、中立・公平な立場を貫いていただきたいということ申し述べておきます。

それでは、次に、公共交通について質問いたします。

9月議会において、利用促進につながる負担軽減について、次回の活性化協議会において議論を進めていくという答弁がありました。そして10月の協議会において、バスの

運賃が大人1名につき同行者2名まで無料、ただし12月から1月まで実施という案が示され、現在、実施されております。

確かに、負担軽減の一助になる取組ではございますが、その趣旨は、地域公共交通を身近に感じてもらうなど、あくまで利用促進を図ることにあり、しかも、2か月間のみの一時的なものです。つまり、町長の公約である、低所得者世帯高齢者への負担軽減の趣旨とは違います。3月議会で町長は、この公約について、実現に向けしばらくの猶予をいただきたいと答弁されましたが、活性化協議会でいまだに具体的な検討に入っていないのはどうしてですか。町長の見解を求めます。

○議長（原田周一） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 近年、運転士不足、そして地方における公共交通の維持というのは、議員もご承知かと存じますが、本当に大変困難な時代を迎えております。

このような中、京都京阪バスが運行している路線バスというのは、本町にとって唯一の大量輸送可能な公共交通でございまして、沿線市町を結ぶ路線バスの維持・継続につきましては、最優先課題といたしまして、限られたマンパワーの中で鋭意取り組んでおりますことを、この間、申し上げてまいりました。

一方で、広域路線につながる町内公共交通に関しまして、利用者を増やすということも重要な課題でございます。利用促進につながる負担軽減等につきましても、ご答弁申し上げたところでございます。様々な課題を抱えながらも一つ一つ協議会で議論を進めることが重要であることはご理解いただいているかというふうに存じます。

現在実施中の冬のおでかけは一とバスにつきましては、今月から年明け1月、ここでは一とバスを日々の生活にうまく取り入れていただけることを目的としたものでございまして、これも利用促進と負担軽減を合わせた取組となります。協議会では、常にこのような議論を進めるところでございまして、所得や年齢に関係なく、そして少ない負担でご利用いただける内容となっております。今西議員におかれましても、いま一度、ご利用いただければというふうに思っております。

特に、交通弱者と言われている方々に、日常の生活の一部に公共交通を取り入れていただくとともに、持続可能性のある地域公共交通の実現を目指していくために、今後とも協議会での議論を進めてまいり所存でございます。

どうか、本町の実情をご理解いただきまして、住民誰もがいつまでもご利用いただける地域公共交通となるよう、利用促進につながる負担軽減などの様々な取組につきまして、継続して進めてまいりたいと考えております。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 冬のおでかけは一とバスといった利用促進と負担軽減について、協議会で議論されていることは承知しておりますが、私が質問しているのは、町長公約である、低所得者世帯高齢者への負担軽減についてであります。本年3月議会では、勝谷町長自身が活性化協議会での議論を進めていくと答弁されているにもかかわらず、この点については、協議会において一切協議されていないことを問題にしております。議会での答弁には責任を持っていただきたい。町長の答弁を求めます。

○議長（原田周一） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 私が掲げております、低所得者世帯高齢者の町営バス運賃の負担軽減につきましては、様々な角度からの議論、また各種取組を通しまして、負担軽減につなげていくものでございまして、先ほどの答弁でもさせていただきましたとおり、冬のおでかけは一とバス事業につきましてもその一つでございまして、協議会の中でも議論をいただいているところでございます。低所得者世帯高齢者や次代を担う子どもたちなど、住民誰もがいつまでもご利用いただける地域公共交通となるよう、利用促進や負担軽減など、様々な取組につきまして、これからも継続して進めてまいりたいというふうに考えております。

今後も、協議会におきましては、引き続き、ご議論を重ねていただきまして、広域路線バスも含めた持続可能性のある地域公共交通の実現に、沿線市町や関係機関と連携して注力してまいりますので、今西議員におかれましても、公共交通の未来につきましてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 広域路線バスを含めた地域公共交通の大切さについては、十分理解しております。町長公約は、低所得者世帯の高齢者の負担軽減でした。冬のおでかけは一とバス事業とは、趣旨も内容も違います。私自身は、低所得者世帯に限らず高齢者など交通弱者については負担を軽減すべきであると考えておりますが、せめて選挙で住民の皆さんにお約束された以上、具体的に議論され実現されるよう、強く求めておきます。

それでは、次に、介護保険について質問いたします。

まず初めに、介護保険制度の課題について伺います。

介護保険制度が始まって25年になる。介護保険制度については国が25%、当道府県と市町村がそれぞれ12.5%、残りの50%は、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で賄う仕組みになりました。高齢化が進み、介護サービス

の必要な総量が年を追って増えていく中で、この枠組みでは、保険料が高くなり過ぎること、自治体の負担も増え続けることが問題となっております。

介護保険制度は、この枠組みに縛られ、サービス向上の努力、介護職員の処遇改善が阻まれ、利用の抑制、要支援者サービスの保険外しまで進められるようになりました。また、利用料についても、一律1割負担だったものを、所得によって2割、3割負担とし、利用者の負担を増やしてまいりました。このままでは介護保険制度は破綻するとの認識は、多くの方々が共通して持たれているのではないのでしょうか。

2020年に読売新聞社が行った自治体当局へのアンケートでは、首長の約9割が、今後10年間、制度を維持することは難しいと回答し、主な理由として、介護人材の不足を挙げました。町長は、介護保険制度の25年を振り返って、解決すべき課題をどうお考えでしょうか。

○議長（原田周一） 太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） 介護保険制度における課題について、今西議員のご質問にご答弁申し上げます。

介護保険制度は国の制度であり、町は制度に則り事務を進めていく立場であって、施策を定める立場にないため、お答えできることは限定的ではありますが、創設から25年を経て、高齢者等の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、広く国民に浸透したと感じております。

その一方で、介護需要の拡大に伴い、保険料及び自治体負担の増加、介護の担い手不足といった構造的な課題が顕在化していると認識しております。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 高齢者等の介護を社会全体で支える仕組みとしての介護保険制度そのものについて必要であることは、十分認識しております。

ただ、答弁にあった構造的な課題については、それまでの介護事業への国の負担割合50%を、介護保険制度では25%に半減させたことがそもそもの問題であることを押さえておく必要があると思います。

次に、介護保険制度の見直しについて伺います。

介護保険料について、第1号被保険者の基準額は、制度開始の2000年、本町では2,612円でしたが、2024年度は6,190円へと、実に2.3倍に上がりました。例えば、年金収入が80万円の方だと第4段階となり、月6万7,000円ほどの収入の中から、介護保険料5,570円、約1割弱が有無を言わず年金から引かれます。保険料が高過ぎると思わ

れませんでしょうか。

こんなに高い保険料を払った上に、実際のサービスを受けるとなると、利用料がかかります。例えば、特別養護老人ホームに入所した場合、利用料は介護度によって異なりますが、9万円前後かかり、ほかにも日常生活費が必要となります。在宅であっても、訪問介護、デイサービス、ショートステイ等を組み合わせたケースでは、1か月約3万円ほどもかかる方もございます。

そんな中で、今、2027年度の介護保険制度見直しに向けた議論が進んでおります。政府は、1、利用料2割負担の対象拡大、2、ケアプランの有料化、3、要介護1・2の生活援助の自治体事業へ移行などの改定案を、来年の通常国会に提出するため審議を急いでおります。これらの改定案が通れば、利用者の負担はさらに増えることになります。サービスの利用控えが起これば、それだけ重度化のリスクが高まります。目先の給付は抑えられても中長期的には重度化が進み、全体の介護給付費は確実に上がります。これ以上、町民の負担増を許さない立場で、町はこれら改定案に反対だということを明確にすべきと思いますが、いかがですか。

○議長（原田周一） 太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） 介護保険料の負担増が住民に大きな影響を及ぼすことは確かですが、必要となった際には介護保険制度を利用できることが広く国民に浸透しているからこそ、介護保険制度の存続は必須であり、そのために様々な方策を取る必要があることもまた事実です。

健全な介護保険制度の運用がなされるため、国において議論が尽くされるべきであることを考えて、進捗を見守ってまいります。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 介護保険制度の存続が国民にとって重要であることは理解しております。

しかし、物価高が続く中、介護にかかる負担が増えることで、さらに家計を圧迫し、サービスの利用控えが起こることになれば本末転倒です。制度が決まればそれにのっとって事務を進めていくのは当然ですが、現在、審議されている住民や自治体に負担増を強いるような改定に対しては、進捗を見守るだけではなく、国の負担割合を増やし、国民の保険料負担を引き下げるとともに自治体負担の増加にストップをかけるよう、町として国に対して強力に要請すべきと考えますがいかがですか。

○議長（原田周一） 太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） 先ほどお答えしたとおり、介護保険制度に係る議論は、社会保障審議会において、様々な視点から尽くされるものであると考えており、本町としてはその進捗を注視してまいります。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 相次ぐ制度の改悪で、利用者にとっては利用できない、また、事業者にとっては必要なサービスを提供できない事態が起こっております。

前回の改定時も、大きな世論の力で負担増が先送りになりました。町としても、国における議論を注視するだけでなく、他の市町とも協力して住民や自治体の負担増につながる改定案については反対の立場を明確にし、しっかりと声を上げていくべきと思います。

それでは、次に、在宅サービスの充実について質問します。

高齢者介護福祉の策定に当たって、一昨年実施されたニーズ調査、実態調査を見ると、将来、介護が必要となったときにどのような介護を受けたいかの問いに、6割を超える方が、介護サービスや福祉サービスを利用しながら自宅で暮らしたいと回答されております。介護が必要となっても、住み慣れた自宅で過ごすことができるように支援する在宅介護を充実させることが重要でございます。

在宅サービスには、デイサービスやショートステイ、訪問介護など様々ありますが、その中でも、昨今、訪問介護事業所の倒産が相次いでいるという報道がございます。倒産理由は、昨年度から実施された訪問介護に係る基本報酬の引下げやヘルパー不足などが主なものです。

在宅介護の柱ともいえるホームヘルプサービスが受けられなくなれば、自宅で暮らし続けることが難しくなります。本町における訪問介護事業所は2か所ですが、町外の事業所を利用されている方もおられます。国に対し、引き下げられた訪問介護の基本報酬を引き上げるよう国に求めるべきと考えますがいかがですか。

○議長（原田周一） 太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） 令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が減額されたことに加え、物価高騰や人材不足等の影響により、訪問介護事業所の経営は大変厳しい状況にあると認識しております。

令和7年11月に、京都府から国に対しての重点要望項目として、社会経済情勢を反映した介護報酬とするよう働きかけられました。本町としては、今後の社会保障審議会における議論について状況把握に努め、府内自治体と歩みを共にしてまいります。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 介護については、全産業平均を月8.7万円も下回る低い賃金となっております。先日開かれた厚生労働省の社会保障審議会、介護保険給付分科会において、介護職員の賃上げを急ぐようにとの意見が相次ぎました。京都府が国に対し、社会経済情勢を反映した介護報酬とするよう働きかけられたとの答弁がありましたが、町としても、介護報酬の課題となる点についてはしっかりと把握し、他の市町とも連携し、国に対して意見を上げていただきますよう、よろしくお願いしておきます。

次に、認知症の窓口相談について質問いたします。

先ほど紹介したニーズ調査結果を見ると、現在介護をしている方が不安に感じる介護は、認知症への対応が最も多く、認知症への対策として、相談窓口の設置が2番目に多くなっていました。しかし、相談窓口を知っているという方は2割程度、5人に1人という状況でした。町は、役場内の地域包括支援センターにおいて相談窓口を設けてもらいましたが、あまり知られていないということです。さらなる周知や相談窓口を増やすことも必要ではないかと考えますが、どのように取り組まれていくかお聞きいたします。

○議長（原田周一） 太田福祉課長。

○福祉課長（太田智子） 町地域包括支援センターでは、日々の業務の中で随時相談を受け付けているほか、認知症カフェや通いの場、また、さくら福祉まつりや健幸測定会といったイベントにおいても、高齢者の総合的な相談窓口であることを周知しております。

今後も、周知徹底を図るため、あらゆる機会を捉え、住民の皆さんに頼りにされる存在となるよう、地域包括支援センターの存在をアピールしてまいります。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 様々な場において周知していただいていることですが、発信されても、高齢世帯など、それを受け取ることができない現状があると思います。認知症は、誰もが直面する可能性のある病気であり、特に徘徊や混乱など、目が離せないことも多く、介護者は大変な思いをしておられます。2024年に施行された認知症基本法は、認知症の人の権利を尊重し地域で安心して暮らせる社会を目指すことを、国と自治体の責務といたしました。家族の負担を和らげ、本人の思いを尊重するケアが求められております。まずは気軽に、早期に相談できる窓口のさらなる充実を求めます。

最後に、介護予防についてお聞きいたします。

近年、ロコモティブシンドロームの予防概念を含んだフレイル予防という概念が提唱されております。高齢者は、健常な状態から要介護状態になるまでに、フレイルという

中間的な段階を経ていると考えられるようになりました。そして、このフレイルの時期に適切な支援を受けることで健常な状態に戻ることができるかとされております。

昨年度、健康増進計画の改定に当たり実施された住民アンケート調査によれば、ロコモティブシンドロームについて知らないと答えた方が6割を超えました。また、フレイルについて11項目で兆候があるかどうかをチェックするイレブンチェックでは、「フレイルの可能性が高い」が約40%、「フレイル予備軍」が約35%で、合わせると75%となり、4人に3人がフレイルの可能性があるとこの調査結果が出されております。

本町においても、65歳以上の高齢者を対象に、様々な一般介護予防事業やフレイル予防に関する健康教育講座の開催、通いの場への専門職の巡回など実施されておりますが、それぞれの参加状況や参加者の反応について伺います。

○議長（原田周一） 立原健康福祉理事。

○健康福祉理事（立原信子） ご質問のとおり、本町では、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができるよう、11区での、元気はつらつ！若返り塾をはじめとする一般介護予防事業や、8か所の高齢者の身近な通いの場、愛茶カフェの運営を支援しております。これら事業への参加者からは、通いやすく外出の機会になっているというお声のほか、介護認定を受けていないことが参加要件となる元気アップ教室では、参加を継続するためにも今の状態を維持できるようにしたいというご意見をいただくなど、非常に好評を博しているところです。

また、令和5年度からは、高齢者に自らの心身の状態を知っていただき、フレイル予防等につなげる健幸測定会を開催し、3年間で延べ300名を超える方々にご参加をいただきました。参加者からは、測定の機会が貴重であることや、測定結果を踏まえた健康相談につながることで、また、同時に設けている健康講座の内容について、ご満足のお声を頂戴しているところです。

令和4年度から開始をいたしました、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業では、さきに述べました19か所の高齢者の通いの場を保健師が頻繁に訪問し、健康教育・相談を行うなど、身近に相談できる環境づくりを進めるとともに、輝齡者しゃんしゅん教室として、2クール計6回、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士を加えた保健、口腔、運動、栄養面からのフレイル予防についての集団健康教室を開催し、今年度は各回20名の定員を上回る申込みがありました。

これらの取組では、各医療専門職による工夫を凝らした講座等の内容が非常に好評で、自分の健康は自分で守り、自分でつくる意識づけのほか、高齢者一人一人の自主的かつ

継続的な生活習慣の改善につながっております。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 様々な取組をしていただいていることに感謝申し上げます。

いずれも参加者には大変好評であり、生活習慣の改善や介護予防にもつながっていると感じました。

ただ、住民アンケートでは、元気はつらつ！若返り塾以外は認知度があまり高くなく、さらなる周知が必要ではないでしょうか。また、元気はつらつ！若返り塾は、11区で実施されているとのことですが、月1回では定着しにくいので、さらに回数を増やしてほしいとの声や、送迎があればありがたいとの声もお聞きしております。新たな参加者の掘り起こしのためにも、さらなる周知と事業の拡充について検討してはどうかと考えますが、いかがですか。

○議長（原田周一） 立原健康福祉理事。

○健康福祉理事（立原信子） せっかくご好評いただいている事業であっても、参加してくださる住民の方が少なくでは事業実施の効果が弱くなるため、今後も、引き続き、周知に努めてまいります。

元気はつらつ！若返り塾は、各地区の公民館に出向き、年間130回以上実施しております。各区で実施することで、送迎なしでご参加いただけるものと認識しており、送迎がなければ参加が難しい方は、主に要支援の方に向けた事業である、元気アップ教室の対象になり得ると考えております。

一般介護予防事業については、事業受託者とともに、よりよい、そして持続して実施可能な開催方法を模索しているところであり、引き続き、様々な方法を検討してまいります。

○議長（原田周一） 今西議員。

○6番（今西利行） 介護予防に関しては、福祉課、健康対策課、さらには生涯学習を担う教育委員会等も含め、課を超えての取組が大変重要であると思います。各課が実施していただいている事業に、より多くの方が、より参加しやすい方法を検討いただき、高齢になっても地域で元気に暮らせる方々が増えますよう、取組の充実をお願いいたします。私の一般質問を終わります。

○議長（原田周一） これにて、今西利行議員の一般質問を終わります。

続きまして、山内実貴子議員の一般質問を許します。山内議員。

○9番（山内実貴子） 山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

す。

1 件目は、防災対策についてでございます。

まず、防災訓練での意識啓発と周知について伺いいたします。

本年は10月26日、防災公園と位置づけられている、宇治田原中央公園にて町総合防災訓練が行われました。自衛隊の車両での移送、また、徒歩などにより、田原小学校区や立川区の皆さんが避難訓練をしてこられ、様々な実地訓練を見学されました。

また、中央公園に設置されている、かまどベンチでの炊き出し、マンホールトイレの説明を受けたり、役場職員、住民の方、防災関連の関係機関によるブースでの体験や説明に、興味深く、また熱心に聞き入っておられる姿があちらこちらで見られました。参加された方の中には、もっと見たいところがあった、全部のコーナーを見たかったとの声もあり、ふだんでは得られない貴重な体験であり、防災意識の向上につながったと考えます。

参加いただいた区、地域からの声などあったと思いますが、町として、今回の総合防災訓練での成果や課題などについて、どのように総括されているのかお聞かせください。

○議長（原田周一） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、山内議員の防災訓練での意識啓発と周知につきまして、ご答弁を申し上げます。

10月26日に開催いたしました町総合防災訓練におきまして、議員の皆様には、小雨が降る中でございましたが、ご参加をいただき、誠にありがとうございました。

今回の町総合防災訓練につきましては、宇治田原中央公園が開園して初めて実施したものでございまして、宇治田原中央公園が有する様々な防災機能を住民の皆様にも周知啓発するとともに、自主防災会をはじめ、消防団、消防署、警察、自衛隊、災害時相互応援協定を締結している自治体や企業など、多くの事業者、団体が連携、協力をいただく中で、各種防災展示や防災体験により、住民の皆様にも各関係機関や事業者の活動内容を知っていただく機会としても開催をしたところでございます。

参加者の皆様からは、今回、新たな取組として、第2部で実施いたしました各種防災展示や防災体験についてのご意見が非常に多く、様々な体験や専門家の話を聞くことができ勉強になった、そしてまた、家庭でも備蓄や防災に備えることの重要性が分かった、そして、大規模訓練だけでなく小規模な地域の訓練の大切さを認識できたとの声を聞いたところでございます。

一方、課題面に係るご意見といたしましては、スピーカー音声聞き取りづらかった、

現在の訓練が何をしている状況なのか分かりづらかった、そして、子どもたちも参加しやすい訓練を、もう少し広報されてもよかったのでは、といったご指摘もいただいたところでございます。

町といたしましては、いただきましたご意見をしっかりと受け止めまして、また、他自治体の訓練内容も参考に、自主防災会や関係団体、関係企業ともさらなる連携を図る中で、地域住民の皆様の防災力の向上につなげてまいりたいと、努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原田周一） 山内議員。

○9番（山内実貴子） 今、ご答弁いただきました課題については、今後に反映をしていただきたいと思います。

今回の訓練では、ご協力いただき、避難されてきた地域の方々以外の方も参加可能として、J A駐車場より送迎も準備されていたとお聞きしていましたが、利用者はほとんどなかったとのこと。小雨の降る天候も関係していたと思いますが、防災訓練が行われていることの当日の周知、防災訓練開催中との看板設置など、お一人でも多く訓練に参加していただけるよう、当日参加も可能であることの周知も必要ではなかったかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（原田周一） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

今回の訓練は、田原小学校区域の自主防災会と、宇治田原中央公園の地元でございます立川区を対象として実施をいたしました。対象とならない地域の皆様にも自主的に参加いただけるよう、J A宇治田原町支店駐車場と訓練会場を車両移送する取組も実施いたしました。町総合防災訓練の実施に当たりましては、町ホームページ、町広報紙、新聞折り込み、そして町公式LINEなどにより事前周知を行い、当日は関係者も含め435名とたくさんのご参加をいただいたところでございます。一方で、山内議員からの御意見をいただきましたように、J A駐車場から車両輸送では利用者は大変少ない状況となったところでございます。

町といたしましても、今後、より多くの皆様に参加いただけるよう、事前の広報啓発のブラッシュアップ、当日参加が促せる周知方法など、より効果的な方法を検証する中で、次回の防災訓練に生かしていけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田周一） 山内議員。

○9番（山内実貴子） 自主防災会での訓練や、また今回の町総合防災訓練など、いつ起こるか分からない災害に対応できるよう、今後も、繰り返しこのような機会は定期的に行うことが大切です。

町では、今回のような体験型の総合防災訓練と、防災講話を隔年ごとに行うとしておられますが、実際の災害時には、まず重要になる各自主防災会の自助、共助の強化を図ることも大切と考えます。その強化のために、次年度以降、屋内での防災講話であっても、今回のように防災訓練で行われた展示や防災関連のブースなどのコーナーを設け、各自主防災会が主体となって訓練が行える導入となるよう、そのような取組を実施することはできないでしょうか。

そして、ぜひ、子どもたちへの訓練への参加を促せる、親子で学べる内容も紹介いただきたいと思います。

今後、隔年に町主催の総合防災訓練を行うということにこだわらず、自主防災会の訓練をより充実して行えるようサポートする年度があってもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（原田周一） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 本町の総合防災訓練につきましては、各自主防災会や消防、警察、自衛隊、災害時相互応援協定締結市町などの関係機関、関係団体のご協力を得ながら2年に1回の開催とし、総合防災訓練と防災講演会を毎年交互に実施することといたしております。また、各地域では、自主防災会が主体となり、災害時の自助、共助の強化につながるような自主防災訓練を毎年のように開催していただいております、地域住民のさらなる防災力の向上につながっているものと考えております。

町といたしましても、山内議員からご提案いただきました、防災講演会における防災展示等による啓発や、子どもたちに参加してもらいやすい訓練メニューにつきましては、各種防災イベントの中に取り入れていくことは、大変重要な視点であると認識しており、その効果的な手法を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、各地域の自主防災会が主体となって訓練を実施することは、大変重要であると感じておりますので、町主催の総合防災訓練を行うということにこだわらず、各自主防災会や関係団体のご意見も聞く中で、地域住民の皆様のためになるような訓練が展開できるよう、自主防災会とより一層連携を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（原田周一） 山内議員。

○9番（山内実貴子） 自主防災会組織が町内各区に設置されてから10年以上が経過し、立ち上げ当初とはまた違った地域での関わり方や世代交代などでの変化もあると思います。

そうはいいまでも、先月行われました小中学生主張大会で、地域の祭りやイベントで住民同士が交流し、地域社会の絆を深める機会を失うことを憂い、その継続のために一人一人が地域の行事に積極的に参加することが大切、また、たくさんの人たちと交流することで助け合える関係を築ける、そのような関係を築くことによって、災害時の助け合いや犯罪・事故の防止などにつながると思う、との発表がありました。こういう気持ちや思いが生まれる町であることも確かだと思いました。

それぞれの地域での行事や、特性を生かした様々な年代が集い、訓練ができるように、また、各自主防災会あるいは目先を変え、幾つかの自主防災会合同の広域的な取組も行えれば、新たな目線で訓練に参加できるのではないかと考えます。

ご答弁にもありましたが、各自主防災会や関係団体のご意見も聞く中で、自主防災会と、より一層連携を強化した取組で、住民の皆さんが、いざという時、訓練に参加してよかったと思っていただきたいと思います。

次に、災害時備蓄品について、お伺いいたします。

災害時、避難所での生活などで、歯磨きや入れ歯の清掃が不十分になると、口内の細菌が増殖し、誤嚥性肺炎を引き起こしやすくなると考えられています。誤嚥性肺炎は、食べ物や唾液が誤って気管に入ってしまった際、一緒に入った口内細菌が肺で増殖して炎症を起こす病気ですが、日本人の死因6位で、飲み込む力などが衰える高齢者に多いと言われています。栄養や睡眠を十分に取れず、心労が続く避難所生活では、体の免疫機能が低下するため、口内細菌の増殖は発症の引き金になります。

阪神・淡路大震災では、災害関連死の4分の1が肺炎で最も多く、ほとんどが誤嚥性肺炎と考えられています。東日本大震災では、発災直後の2011年3月、厚生労働省が自治体に出した、被災地での健康を守るためにの中で、口腔ケアの重要性が周知されました。

避難時は、歯ブラシやうがい用の水などが手元にあっても、口腔ケアをしない人も多いことから、そもそも洗面所が足りないケースのほか、人目を気にして、歯磨きや入れ歯を外すことをためらう場合もある、歯科用品があるだけでなく安心して口腔ケアを行える環境も必要だとも言われています。元気で生き生きと活動をしていくために、健康

対策として、近年、高齢者等への事業として、口腔ケアが講座などで大切な取組とされていますが、平時から、健康対策と防災対策を結びつけて考えることも大切です。

町防災倉庫には、歯ブラシが赤十字の倉庫に備蓄品として準備されていますが、さきに申し上げたとおり、高齢者の活用はハードルがあるのかもしれません。

個々の方が準備される避難持ち出し品の中にも、ぜひ、口腔ケア用品をとの声かけとともに、健康対策からの災害時備蓄品として、歯ブラシとともに口腔ケア用品、水なしで使えるうがい不要の歯磨き液や歯磨きティッシュ、清拭シートなどの備蓄も必要ではないと考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（原田周一） 奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 避難所における口腔ケアは、避難所生活の長期化を見据えた衛生環境の確保と、口腔衛生を通じた栄養摂取の安定、脱水予防、感染症リスクの低減に資するものとして、非常に重要であると認識いたしております。

国では、避難所生活における健康管理や避難所運営等、生活支援のためのガイドラインにおきまして、避難所における口腔ケアを推奨しているところでございます。また、避難所だけにかかわらず、日常生活においても、健康維持増進の観点から、口腔健康管理手法の啓発などが注目を浴びているところでございます。

そうした中、避難所における備蓄につきましては、これまでから京都府が示す公的備蓄等に係る基本的な考え方等を参考に、避難所生活に必要な重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に整備しておりますが、避難所における備蓄物資全部を行政だけで確保することは困難となります。

そのため、本町では、行政機関や民間事業者と災害時応援協定の締結を進める中で、流通在庫備蓄の確保や非被災自治体からの物資の提供に努めるだけでなく、地域住民や自主防災会の皆様にも自助、共助による物資確保の取組も併せて周知啓発を図っているところでございます。

議員よりご提案いただきました口腔ケア用品の備蓄につきましても、日本赤十字社京都府支部との災害対応に向けた連携及び協力に関する協定の締結により、宇治田原中央公園内に救援物資の防災倉庫を整備していただき、口腔ケアに必要な物資も、一部、備蓄しているところでございます。

本町といたしましても、関係課と連携する中で、日常の健康増進からも口腔ケアの重要性の啓発に取り組みますとともに、自助、共助における口腔ケア用品の備蓄につきましても広く周知を図る中で、その充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理

解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原田周一） 山内議員。

○9番（山内実貴子） 災害時備蓄品については、様々な観点から、今後も必要とされるものが増えてくるとは思います。自主防災会の備蓄品の充実も視野に入れながら、各課連携の上、情報共有しての備蓄品整備を求め、防災対策についての質問を終わります。

次に、まちの環境美化についてお伺いいたします。

1つ目は、まちの美化活動についてです。

宇治田原町では、この町を美しくという思いを持って、各地域やまた宇治田原町全体を活動範囲とする清掃ボランティアの皆さんが一生懸命、町のために、ごみ拾いや雑草などを取り除き、ガードレールの洗浄、時には木々の剪定などにと、活動いただいております。また、このボランティアの方々ほとんどが宇治田原町のまちをきれいにする推進員としても委嘱を受けていただいております。

これまで、ボランティア団体の皆さんの声を聞き、意見交換をし、その声から、不法投棄のごみの撤去や、町民の窓でのボランティア団体の紹介なども行っていただきました。これらのボランティアの皆さんが、メンバーの年齢層や活動時間、活動範囲など、様々な困難を乗り越えて活動を継続していただけてきた中で、宇治田原町のまちはきれいやねという声が聞こえる今があると思っています。

しかし、これまで活動いただいた皆さんも年齢を重ねられ、今までのように活動することが難しくなってきています。町として、まちの美化をどう考えているのかとの声もあり、以前行っていたように、話合いの場をぜひとも早期に設定していただき、励ましも含め意見交換をし、時には単独のグループでは活動が難しい場所でも協力して活動ができれば、よりできることが増えるのではないかと考えます。

今後の宇治田原町のまちの美化活動について、まずは懇談会を持つことについての考えをお聞かせください。

○議長（原田周一） 中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） ご答弁申し上げます。

本町では、清掃ボランティアの皆様のご協力のもと、道路沿いのごみ拾い、雑草の除去など、まちの美化活動にご尽力をいただいていることに、まず感謝を申し上げる次第でございます。

その中でも、多くのボランティアの皆様は、まちをきれいにする推進員としてもご活躍いただいております。今年度、新たな任期における、まちをきれいにする推進員の委

嘱年度に当たります。71名の方に委嘱をさせていただいており、各ボランティア団体の方々ともお話をする中で、ボランティアの高齢化等で活動を継続するための人材が不足していることもお聞きしておるところでございます。

ご提案をいただきました懇談会につきましては、新型コロナウイルスの蔓延に伴う各種活動の自粛以降、開催できておらず、今回の委嘱に合わせ懇談会を開催したいと考えております。

この、まちをきれいにする推進員懇談会を機に、各団体間、または参加者同士で交流を深めていただくとともに、忌憚のない意見交換を経て、今後の皆様の活動継続のモチベーションアップや行政の関わり方等に資する場としていただければと考えておるところでございます。

○議長（原田周一） 山内議員。

○9番（山内実貴子） ぜひ、早期に懇談会の開催を願いたいと思います。

次に、美化活動もまちづくりということについてお伺いいたします。

まちづくりといっても、美化活動は欠かせません。まちの中にごみが散乱していたり、道路に草が伸び放題では、人の心もすっきりしないのではないのでしょうか。

ボランティアの皆さん、またそれぞれの地域の皆さんの、まちをきれいにしたいという思いは大切にしたいものですし、継承もしていきたいと思います。また、まちの美化活動には、ボランティアの皆さんだけではなく、工業団地の企業の方々にも長年ご協力いただいていることもお聞きしています。本当に感謝したいと思います。

町の中心である国道307号沿いの歩道や、総合文化センター周辺、住民体育館や、町の宝である子どもたちが通う学校施設の周辺など、町の顔とも言える場所は、毎年、整備計画をもった美化活動が必要ではないのでしょうか。

先ほどから申し上げましたが、ボランティア活動だけでは困難になっているまちの美化活動について、予算も取り、年間計画をもって進められ、人海戦術が必要な地道な活動ですから、住民の皆さんの協力も呼びかけ、共に取り組める仕組みづくりをと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（原田周一） 中村建設環境課長。

○建設環境課長（中村浩二） 総合文化センターや住民体育館、また、それらをつなぎ、日々多くの方々が利用される道路などの各公共施設は、それぞれの管理者により安心・安全な利用ができるよう計画的に、時には緊急対応により維持管理を行っております。

しかしながら、まちの美化という観点から見ると、細部まで行き届かない部分もあり、

ボランティアの皆様は日々助けていただいていると感じております。ボランティアの皆様が熱心にご活動いただいているおかげもあり、本町が所管しております道路について申し上げますと、京都府の道路管理担当をはじめ様々な方から、宇治田原町は本当にごみが少ないとお褒めの声をいただいております、担当といたしましても誇らしく感じるとともに、ご活動いただいているボランティアの皆様には改めて感謝申し上げる次第でございます。

しかしながら、メンバーの高齢化などにより、これまでどおりの活動が困難になっており、ボランティア活動だけでは現状維持が困難となりつつある状況を鑑み、まずは各施設管理者が取組手法を検討するとともに、ボランティアの方々からのご意見をお聞きし、または、協力をお願いしながら連携して効率的かつ効果的に、きれいなまちを維持できる体制等について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（原田周一） 山内議員。

○9番（山内実貴子） 美化活動もまちづくりとの観点を持ち、その思いを役場内でも共有していただきたいと思います。

美化活動を行う中で、ボランティアの皆さんが言われることは、励ましや声かけでどれだけ勇気づけられ元気になれるかということです。役場の取組として、これまで啓発看板の設置や、時には不法投棄の監視カメラを設置するなど、住民の皆さん、また宇治田原町を訪れる方への啓発が目に見える取組も行われてきました。いま一度、啓発看板の更新など、町内を点検し、刷新していただく機会を持っていただき、ボランティアの皆さんの活動を後押しする取組になるよう期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（原田周一） これにて、山内実貴子議員の一般質問を終わります。

続きまして、上野雅央議員の一般質問を許します。上野議員。

○8番（上野雅央） 議席番号8番、上野雅央でございます。

初めに、去る11月1日にご逝去されました浅田晃弘前議長に対しまして哀悼の意を表し、心より哀悼の意を込めましてお悔やみ申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、鷺峰山トンネルの開通の影響と期待についてで、ご質問いたします。

鷺峰山トンネル開通の影響について。

鷺峰山トンネルについては、開通により、人、物の移動が増加し、交流が進むなど大いに期待するものであると、昨年令和6年12月定例会の一般質問で質問いたしました。

トンネル開通により、これまで地理的には近くても行き来が少なかった宇治田原町と

和束町の交通アクセスが大きく改善し、これにより、観光や産業、また、住民同士の交流に新たな可能性が生まれたと考えます。一方で、和束町関係者からは、観光面での経済効果は期待できるが、小売業においては競合関係が強まる等の懸念もあるとの声もあります。

こうした現状を踏まえ、まず伺いたいします。

トンネル開通後、宇治田原町として、和束町の交流、交通量や人の流れの変化について、どのように把握されていますか。また、経済面、交流面での影響について、京都府南部、そして三重県も含め、物流などにおいて期待できるものではないかと考えます。町としてどのように分析され、評価されていますか。伺いたいします。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） ご答弁申し上げます。

鷲峰山トンネルが令和7年2月に開通し、隣の和束町をはじめ相楽東部地域への交通アクセスが大きく改善されました。現在、近隣市町の地域の住民の皆さん、買物、通勤、通院等の往来が増えており、加えて、お茶の京都DMOと京都京阪バス株式会社、宇治市、和束町と連携いたしました、お茶の京都グリーンライナーによるバスによる新たな広域観光ルートも確立しつつあるところでございます。

こうした人や物の流れの変化が、今後のまちづくりや地域間連携、交流の発展の基盤になると考えておりますが、今後開通予定の新名神高速道路（仮称）宇治田原インターチェンジや国道24号のバイパスとして整備中でございます城陽井手木津川バイパス等の京都府南部の充実した道路ネットワークの未来を考えますと、人の流れや商圈の拡大は、奈良県や三重県まで及びますことから、地域間の連携・交流は一段と深化、拡大するものと考えているところでございます。

今後は、このような経済的効果、人、物、交流の広がりや、まちづくりや観光面へ生かせるものと評価しているところでございます。

○議長（原田周一） 上野議員。

○8番（上野雅央） 新名神や城陽井手木津川バイパスの整備に伴い、今後、さらに鷲峰山トンネルでの交通量や人の流れの増大が見込まれます。その効果と対策について、私自身も注視してまいりたいと思います。

それでは、次の質問です。地域活性化に向けた協働の取組についてでございます。

他県の事例といたしまして、滋賀県東近江市と三重県いなべ市では、石樽トンネルの開通を契機に、両市の広報紙での相互紹介や観光パンフレットの交換設置、合同イベン

トなどを通じて、地域交流を深めておられます。また、香川県と徳島県では、国道32号線において4つのトンネルでの開通を機に、華々しい記念式典を行い、以降も観光PRや特産品販売などの県を挙げての協働事業が展開されておられます。

そこでお聞きします。トンネル開通を機に、関連する市町などの連携や交流の場づくりについて、町としてどのように考えておられるのか。特に、和束町と共通する茶文化を生かした観光事業の連携について、例えば、茶文化をテーマとした共同イベント、観光ルートの設定や相互のPR、町民や学生の交流を促す企画など、相互にメリットのある連携が検討できるのではないかと考えます。具体的な構想や現在の検討状況などについて、お伺いいたします。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 鷺峰山トンネル開通から約10か月がたち、宇治田原町、和束町それぞれの住民の皆様が互いに行き来すると、活性の芽が広がりを見せており、将来的な観光振興や商工業の協働等、相互連携の強化につなげたいと考えております。

和束町との連携につきましては、先ほど申し上げましたとおり、宇治市、京都京阪バスを含め、お茶の京都グリーンライナーの運行を実施し、お茶の京都として3市町の周遊に一役買っております。

こうした連携の取組を進める中で、新たなニーズや関係自治体・団体の動き等、情報収集に努め、本町が持ちます茶文化を全国そして世界に発信する施策に生かしていきたいと考えております。

○議長（原田周一） 上野議員。

○8番（上野雅央） 私の住む南区においては、和束町には知り合いの方など多くおられ、地理的にすぐそこに存在する隣町となったことで、より一層の交流が見込まれます。そして、ともに共通するお茶というキーワードにおいては、互いに切磋琢磨しつつも、いい刺激を受け合える新たな関係性が構築できる環境が整ったと言えます。茶文化をはじめ多くの分野及び部門で連携し、両町の住民サービスの向上や発展を目指すこととできるという可能性を秘めていると期待しています。

続きまして、今後の展望についてお聞きします。

お茶の京都グリーンライナーの運行は、一旦、終了としましたが、想定以上の利用があり、再開の検討がなされていると伺っております。今後、交通インフラと観光・交流施策を連動させることが地域活性化の鍵になるのではないかと考えます。

鷺峰山トンネルやグリーンライナーといった基盤を生かし、広域的な連携による地域

振興や活性化をどのように推進されていくのか。昨年12月定例会での一般質問では、観光的な仕掛けとして、天武天皇伝承に改めて着目し、御来栖神社周辺での取組を検討されるとの答弁がありました。この検討状況も踏まえ、今後の振興策、活性化策について、町の考えをお聞かせください。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 繰り返しになりますが、お茶の京都グリーンライナーの取組も活用しつつ観光ルートの設定や相互PR、交流の場づくりなど、さらなる磨き上げを行っていくためにも、関係団体、周辺自治体と連携を密にして進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、昨年の一般質問でご答弁した天武天皇伝承にまつわる広域的な取組につきましては、引き続き、関係団体との協議等を重ねてまいりますほか、本町を含めます京都府南部地域は、お茶の京都エリアとして、お茶を通じた共通の文化を持っており、また、それぞれの持つ固有の特色など、お互いに尊重しながら交流を進め、茶文化を生かした広域的な取組について、引き続き検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田周一） 上野議員。

○8番（上野雅央） 現段階においては、具体的な取組などについてそれほど明確な答弁は頂けませんでした。決して、おざなりなことではなく前向きに進めていただけるようお願いいたしまして、さらには、鷲峰山トンネルの開通によって関係団体における新たな取組や既存の取組のブラッシュアップにも期待したいと思いますが、その際には行政の支援も不可欠だと思います。そして、その発展形として、京都府南部に及び効率的で積極的な仕掛けが展開されていくことを切望しまして、2つ目の質問、獣害対策について質問いたします。

熊対策についてでございます。熊の目撃情報の把握について。

夏以降、全国的に熊の出没により様々な被害が及んで、国を挙げての対策を講じる状況となっております。京都府南部においても、熊の出没が相次いで報告されています。人里や集落近くでの目撃事例も増加しており、農作物への被害だけでなく住民の安心・安全にも大きく影響を及ぼす深刻な問題であります。山城地域でも目撃情報が相次いでおり、木津川市内では動画で確認され、本町の隣接市町でも目撃情報の新聞報道などが続いております。特に、郷之口、くつわ池に隣接する府民スポーツ広場での目撃情報もあったところでございます。

そこでお聞きします。本町を含む京都府南部における目撃情報について、町はどのよ

うに危機感を持って把握されているのか、お聞かせください。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 近隣市町における熊の出没情報につきましては、まずは正確な情報を迅速に町ホームページ等で住民の皆様にお伝えしているところでございます。

現在、近隣市町での目撃情報は、京都府へ共有され、その情報を遅滞なく各市町が受け取ることとなっております。こうした目撃情報は、京都府のホームページ上において、熊の出没情報マップとしてまとめられており、本町のホームページからもリンクづけし、確認できるようになっております。

一方、町内での熊の目撃の通報が寄せられた場合には、通報者の方のご氏名、ご住所、ご連絡先、目撃場所、目撃の時刻、画像の有無、移動方法などを詳細に聞き取りいたしまして、その情報を基に、町で整備しております熊目撃等対応マニュアルに基づき、綴喜猟友会と協力し、痕跡調査を行うこととしております。

今のところ、熊と断定できる痕跡は発見されておりませんが、引き続き、予断を持たず情報収集、注意喚起を継続し、熊のいない状態を維持することに注力しているところでございます。

○議長（原田周一） 上野議員。

○8番（上野雅央） 住民の皆様においても、日々、お隣同士や知り合いの方と挨拶される中に、熊の話題を入れていただくだけでも注意喚起につながるかと思います。

続きまして、備え・対応についてお聞きします。

熊の対応について。熊の力は想像以上に強く、遭遇すれば命の危険性があることから、住民皆様も非常に心配をされておられます。幸いにも、現在のところ、本町内での熊の出没情報はありますが、近隣で続く目撃情報を聞きますと、他人ごとではありません。

先月17日に、小学生や交通安全指導員、見守り安全パトロールの隊員に熊鈴を配布されましたが、出没していない今だからこそ備えを急ぐべきだと考えます。住民の方々への事前の注意喚起や緊急時における通報、避難などの対応についての体制整備について、また、役場担当課だけでなく小中学校、保育所、幼稚園との情報提供等についてどのように対応を取られているのか、確認いたします。

○議長（原田周一） 垣内建設事業理事。

○建設事業理事（垣内清文） 事前の注意喚起といたしましては、他の有害鳥獣対策と共通するところでございますが、放置果樹の除去や野菜くず、それから家庭ごみの適切な処理といった、熊の誘引源を絶つという行動を住民の皆様をお願いするとともに、万が

一、熊と遭遇した場合の対処方法等の周知啓発を実施しているところでございます。

また、緊急時につきましては、綴喜猟友会や京都府、警察関係並びに市内の関係部署と直ちに情報共有するとともに、先ほど、課長のほうから申し上げました、熊目撃等対応マニュアルに基づき、情報収集や住民周知はもちろんですが、安全確認、熊の行動監視、追い払い、捕獲の流れについて実施をしていくことになります。その際は、産業観光課だけではなくて役場の各担当課から小中学校、保育所、幼稚園へ連絡し、子どもたちの安全確保を第一に避難誘導等の対応が図られることとなりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いします。

○議長（原田周一） 上野議員。

○８番（上野雅央） 住民への適切な周知、関係機関との連携、そして近隣市町との情報共有など、人や物の活発な動きがある師走のこの時期、漏れのないよう、対応をよろしく願いいたします。

それでは、次に、緊急銃猟についてお聞きします。

熊対策については、国のほうでも対応の強化を図られ、９月１日には改正鳥獣保護管理法が施行され、熊、イノシシが人の日常生活に侵入し、人の生命・身体へ危険を及ぼす場合に、自治体の判断で発砲が許可される緊急銃猟が制度化され、また、国家公安委員会規則が改正され、警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除が、先月、１１月１３日から可能となりました。

しかしながら、京都府と滋賀県内の市町村の９割近くで、緊急銃猟を実施する体制が整っていないとする新聞の調査結果が報道されました。緊急銃猟については、閉会中の９月の総務建設常任委員会でも質問があったと聞いておりますが、これらの熊の駆除について、委託先になると思われる猟友会や京都府をはじめとする関係機関との協議、調整、また、対応するために必要となるマニュアルの作成など、現在の準備状況について確認いたします。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 鳥獣保護管理法の一部改正によりまして、地域の住民の安全確保の措置を十分講じた上で、人の日常生活圏での銃猟を可能とする緊急銃猟につきましては、先般、京都府からマニュアルが示されたところでございます。

緊急銃猟は、人的被害の発生が強く懸念される場合に限り行う措置であるため、本町といたしましては、現在、綴喜猟友会や警察、京都府との連携体制や、安全確保のための手順を慎重に確認している段階であります。引き続き、住民の皆様の安全を最優先

に考えまして、鋭意調整を進めてまいりますので、ご理解のほど、またご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（原田周一） 上野議員。

○8番（上野雅央） このところ、テレビや新聞で毎日のように取り上げられており、本年の熊被害は山野にとどまらず、市街地や農村や漁村、集落等で生活圏で発生し、前例のない状況になっています。木津川市では、相次ぐ目撃情報により外出を控えたり、子どもたちが通う施設での行事を中止されたりと、市民生活への影響がじわじわと広がっているとの報道がありました。本町における出沒についても、想定困難な状況であり、予断を許さないことだと思います。また、近隣市町では、熊よけスプレーや対処する職員へのヘルメット等などの整備に係る補正予算を計上されているところでもあります。具体的に準備を進めている自治体もあります。

先ほど申し上げたとおり、幸いにも本町において出沒情報のない今だからこそ、備えを急ぐべきだと考えております。住民の皆様の安心・安全を確保するため、危機感を持って取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたしまして、12月定例会におけます私の一般質問を終わります。

○議長（原田周一） これにて、上野雅央議員の一般質問を終わります。

続きまして、田中大典議員の一般質問を許します。田中議員。

○11番（田中大典） 通告に従いまして、議席番号11番の田中大典が、令和7年12月定例会における一般質問をさせていただきます。

濃い緑の茶畑に鮮やかなオレンジ色の柿がたくさん実る、そのコントラスト。そして、刈り取った後の田んぼを見れば、柿屋が立ち、一面に並べられた柿の実を干し、古老柿が作られる。我々にとっては、子どもの頃からごく普通に見慣れた光景ではありますが、改めて、ここ宇治田原ならではの秋から初冬の景色は、まさに日本の原風景そのものです。

昨年に、人口戦略会議より発表されましたレポートより、宇治田原町は消滅可能性都市と分類されました。しかし、100年後もこの景色が残っていると、私は信じていますし、信じております。しかしながら、現実的には、少子高齢化による人口減少、また、東京一極集中で地方はどこも疲弊しており、過疎化がより一層加速していることも事実です。

町の成長発展には開発が欠かすことができません。日本の新たな大動脈となる、現在整備中の新名神高速道路や、町を貫く山手線は、将来の宇治田原町を考えると、一刻も

早い完成、開通が望まれます。

しかし、同時に宇治田原ならではの景観や文化を守る保全も必要であると考えます。無秩序な開発は、景観だけでなく、先人が紡いできた後世に残すべき文化や歴史をも失いかねません。開発と保全、相反する内容ではありますが、私はこの宇治田原町が、100年先、そしてその先の将来まで生き残るためには、どちらも欠かすことのできない重要な視点であると考えます。

それでは、質問に入ります。

当初の計画より新名神高速道路の開通が遅れ、現在、開通時期が見通せないにもかかわらず、今年発表された路線価で、本町の工業地の地価が前年比10%以上上昇しました。近畿圏のほぼ中心に位置し、高速道路開通により利便性の向上、関西圏や中京圏にもアクセスが可能な本町のポテンシャルを押し上げて、企業の注目の高まりを示すものであり、稼げる自治体として発展に向けた好機と考えます。

町長は、産業振興や雇用創出を関連づけながら、今後はどのような開発の方向性を描いておられるのか、ご答弁願います。

○議長（原田周一） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 直近の京都府の地価調査におきまして、町内の工業地の評価が前年比で13.5%と府内トップの上昇率を示したことは、東西の交通の要衝として、立地の優位性に対する高い期待の表れというふうに受け止めをしております。

一方で、新名神高速道路の開通時期が延期されたということで、企業の投資判断や物流計画への影響というのは懸念をしているところでございます。この間、都市計画道路、宇治田原山手線をはじめとする道路ネットワークの整備につきまして、京都府のお力添えをいただきながら、たゆまず推し進めることで、企業の投資計画、そして立地意欲を後押ししてまいりたいと考えておりますが、現下の厳しい財政状況にありまして、未来に必要な投資を継続するためには、みずから安定した収入と雇用を生み出せるよう、地域経済の自立性を高めること、つまり稼げるまちへの転換が不可欠というふうに捉えております。

その一端といたしまして、今ある特産品の磨き上げによる高付加価値化、それと高収益化、また、ECサイトやクラウドファンディング、SNSなどの活用による販路拡大など、様々な角度からの取組によりまして、事業を継ぐ人、起業する人、そして地元で働く選択肢を増やしてまいりたいとともに、また、まちの魅力の発信力強化に努めることで、外から新たにやってくる人々を呼び込みながら、関係人口の創出や地域経済の活

性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田周一） 田中議員。

○11番（田中大典） 厳しい財政の中、いかに税収を増やすのかというのは、全国各地の自治体で非常に大きな問題となっており、稼げる自治体への転換は、宇治田原の未来にとっても私も不可欠と考えます。コロナ禍を経て、リモートワークなど、新しい働き方も定着、また、クラウドファンディングなど新しい手法で開業資金を集める起業家、今まででは考えられなかった方法で仕事が生み出される時代となってきました。新しい産業が生まれれば、そこで働く地元の人も増えることでしょう。リモートワークなど働き方が多様化した今、田舎という立地のハンデは、以前ほど大きくないと考えます。

そして、今ある特産物、特にお茶については、日本緑茶発祥の地という全国で唯一のブランドが宇治田原にはあります。そのブランドをもっとアピールし、全国の誰もが、お茶といえば宇治田原と答えるような日が来ることを期待します。

次の質問に移ります。

工業地の地価が上昇する一方、耕作放棄地や放置竹林など未利用地が年々増加しており、景観悪化や鳥獣被害など課題も大きくなっております。これらの未利用地の保全や活用について、町長はどのような考えをお持ちであるのか、ご答弁願います。

○議長（原田周一） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 第6次まちづくり総合計画の策定に際しまして実施したアンケート調査や意見聴取の場では、まちづくりに重要な取組といたしまして、自然環境の保全、そして農林業の活性化、これを求めるお声を多くいただきました。このことは、農林業によります生産プロセスの風景と里山などの自然環境が一体となって形成された景観が、宇治田原町の誇りでございまして、強みであるということを示すものと認識をしております。

未利用地の保全と活用につきましては、生態系の維持、そして農林業の持続可能性、そして景観の向上、地域経済の活性化のこのいずれにもつながる課題でございまして、ご指摘の耕作放棄地に関しましては、農業や林業がなりわいとして成立することが大変重要だというふうに思っております。

繰り返しになりますが、この地域資源を生かした生産活動を、稼げるなりわいにするために、手間暇に見合った価値を付加して販路を拡大する取組などを通じまして、担い手を継続的に紡いでいく後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田周一） 田中議員。

○11番（田中大典） 手間暇かけて育った作物が、きちんと生産者の方が潤う価値を生み出せなければ、農業や林業は成り立ちません。町長がおっしゃったとおり、農林業になりわいとして成立させることが、耕作放棄地や放置竹林の増加を食い止める根本的な解決策であると考えます。同時に、これらの未利用地は、景観の悪化や鳥獣被害など地域全体の課題にもつながっていきます。付加価値を上げ、販路を拡大し、担い手を継続的に紡いでいく取組を通じて、宇治田原ならではの美しい農村景観が次世代にも受け継がれることを期待しております。

最後の質問に移ります。

開発と保全は相反する側面を持ちますが、町の成長と発展、町の文化や歴史の継承、双方にとって欠かせない要素であります。100年先にこの宇治田原を確かな姿でつないでいくには、現世代の責任ある選択が必要であると考えます。

町長として、開発と保全のバランスをどのように考えておられるのか、ご答弁願います。

○議長（原田周一） 勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 田中議員がまず冒頭に述べられました、緑が映える初夏の茶畑、そして柿屋が建ち並ぶこの時期の風景というものは、単なる景色、景観面だけではなく、その価値にとどまらず、地域の暮らしや文化、産業の営みが一体となって、この長い歴史の中で培ってきた風土のたまものでありまして、宇治田原町のアイデンティティーとして郷土愛の源泉になるものというところ、共感をしております。この風景を守ること、地域の未来を守ること、ひいては住民一人一人の誇りと生産基盤の安定を図ることというふうに捉えております。土地利用、ゾーニングに従い、節度と調和の取れたまちづくりを進めてまいります。

そして、日本全体で人口が減少していくというこの現実を踏まえますと、宇治田原町の人口も減少していくという前提に立つ必要がありますが、町長として、何よりもこの宇治田原町を愛する住民の一人としまして、消滅をするという予測をそのまま受け入れるわけには、到底まいりません。ですので、もっと愛着が持てる、そしてずっと住み続けられる町として、100年先まで残していきたい。未来へつなぐ取組の核として、シビックプライドの醸成と伝播というのを訴えてまいりましたが、これは本当に行政だけではなく、この町に関わるお一人お一人が、郷土愛から一歩踏み出して、地域への誇りや将来への責任といった視点で町の今と将来の自分事として捉えていただくという意味でございます。

この過去から引き継いでまいりました地域資源を最大限に活用しながら、小さな町だからこそできる柔軟で機動的な取組を重ねるとともに、「都会と自然がすぐそばにある、いいとこどりの田舎町」としての強みを、内外に発信しながら、自立的発展を志向するまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田周一） 田中議員。

○11番（田中大典） 町長の宇治田原に対する深い愛情と、将来を見据えたまちづくりへの強い意志を感じることができ、大変心強く思いました。

少子高齢化の進行に伴い、今後、全国的に人口減少が加速することは避けられません。また、令和6年度の出生数は、速報値であります70万人を下回り、国の推計より14年も早くこの水準に到達しました。多くの自治体は人口を増やすことを目標に掲げる中、この現実を直視すれば、従来の延長線上にある発想ではもはや困難なことは明らかなです。だからこそ、現実的な人口減少を受け入れつつ、いかに人口減少のスピードを緩やかにできるか、ここに自治体の知恵と創意が問われていると考えております。

本町は、消滅可能性自治体として認定されました。しかしながら、規模を理由に悲観することはなく、むしろ小さな自治体だからこそ、住民の顔が見える、きめ細やかなまちづくりが実現できます。もし、平成の大合併でほかの市町村と合併していれば、認定は避けられたかもしれませんが、一方で、本町らしさの地域のつながりのよさ、町としての個性が薄れていた可能性もあります。住民一人一人がまちづくりを自分事として捉えることにより、消滅可能性自治体から脱出し、魅力ある元気で活力ある明るい町が実現すると考えます。100年先の将来の世代が、現世代の住民同様、宇治田原に深い愛情と誇りを持てる、そんなシビックプライドにあふれる町であり続けてほしいと願っております。

その願いを込めて、私の令和7年12月定例会の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（原田周一） これにて、田中大典議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は13時15分、午後1時15分から再開いたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後1時15分

○議長（原田周一） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続きまして、光島善正議員の一般質問を許します。光島議員。

○2番（光島善正） 議席番号2番、光島善正です。通告に従い、一般質問を行います。

ふるさと納税の制度改正についてでございます。

令和7年10月からふるさと納税制度が大きく改正されました。特に、ポータルサイトによるポイント付与の禁止、そして返礼品の地場製品の強化や加工割合の見直しは、寄附者の行動や自治体の運営コストに直接影響を与えるものでございます。

そこで、まずお伺いいたします。

これら制度改正について、町としてどのように認識されておられますか。また、本町では、ポータルサイト経由の寄附が主体である中、寄附金額の減少リスクをどの程度見込んでおられるか、具体的な試算があればお示してください。

○議長（原田周一） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） ご答弁申し上げます。

本年10月を境に適用されました制度改正の中で、寄附者目線で特にインパクトが大きかったと感じますのは、仲介サイトにおけるポイント付与の禁止です。この見直しが意図するところは、広告費などの過度な費用負担を抑制し、寄附の本質である地域貢献の目的を重視する方向性を示すものと理解しており、寄附動機の一部が金額による還元以外の要素へと転換いたしますことから、長期的に見れば、制度の健全化に資するものと捉えております。

しかしながら、短期的な視点で申し上げますと、具体的な試算はいたしかねますが、大きく2つの要因により年末の寄附額に少くない影響を受けると見込んでおります。

1つ目といたしまして、例年、寄附申込みのピークは12月に押し寄せ、この時期に総額のおよそ半分が集中いたしますが、今年に関しましては、制度改正を前にした大きな駆け込み需要の山が9月に到来しております。本町の返礼品は、年末年始の贈答品等の用途にお選びいただくことの多いお茶やスイーツに力を注いで取りそろえておりますが、この制度改正の影響により、年末に寄附をされる方の母数が大きく減った中で12月の山場を迎えることとなります。

2つ目の要因ですが、最近の寄附者動向といたしまして、物価高騰に対する家計防衛のため、現実的な雑貨や生活用品を選択されるケースが増えておりますことから、お茶などの嗜好品が総体的に選ばれづらい状況がございます。

こうした事情を鑑みまして、12月単月の受入額は例年より少なくなると想定をしているところでございます。

○議長（原田周一） 光島議員。

○2番（光島善正） 今後は、募集費用の透明性向上を図るとともに、事務手数料、サイト手数料、送料を含む運営全体の効率化が求められます。また、地場産品要件の強化に伴い、地域資源を生かした返礼品づくりがより重要となります。

それでは、続いてお伺いいたします。

返礼品ラインナップについて、地場産品の強化や加工割合の見直しなど、地域性を高めるための新たな方向性は検討しておられますでしょうか。

○議長（原田周一） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） 今回の付加価値基準の見直しにおいては、その付加価値割合が価格という画一的な物差しによって判定されますことから、ルールに沿った認定作業を進める上で、商品によっては、やむを得ず出品できなくなるものも一定数出てくることは想定されますが、ふるさと納税の返礼品の在り方として、地域資源の価値を最大限に高めながら、まちのPRを推し進める、その方向性が変わるものではございません。

今後は、新たなルールの下、より地域性の高い返礼品開発について、クラウドファンディングによる支援制度等も活用いただきながら、ご協力いただいております事業者様と共に対応を図ってまいります。

加えまして、経費の効率化とともに、交流人口の増加も期待できる現地体験型や現地決済型の返礼品につきましても、幅広く可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長（原田周一） 光島議員。

○2番（光島善正） 特に本町は、日本緑茶発祥の地というブランドを持ち、茶業の振興とも密接に関わるために、返礼品の質と地域性は極めて重要でございます。

そこでお伺いいたします。返礼品政策を地域振興と一体でどう強化していくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（原田周一） 中地企画財政課長。

○企画財政課長（中地智之） お茶の産地は日本各地にございますが、日本緑茶発祥の地は本町のみが標榜できる唯一無二の看板であり、ブランディングの大きな武器になるものと認識をしております。

また、制度改正のくだりでも申し上げましたが、寄附先を左右する要素として、地域の魅力が見える化された価値が、今後、ますます重要になると考えられます。ふるさと納税のプロモーションにおいては、ふるさと品の背景をストーリーとして丁寧に訴え、ブランド力向上による高付加価値化を図る中で地域振興につなげてまいります。さらには、支援したい事業の意義や納得感といった寄附の本質的な部分についても、使

い道の可視化に努め、共感の輪を広げながら、関係人口を増やすサイクルを生み出してまいりたいと考えております。

○議長（原田周一） 光島議員。

○2番（光島善正） 本年も7月8日、ふるさと納税の返礼品納入業者への事業者セミナーを開催されましたが、返礼品納入業者同士が交流し話し合える場がございませんでした。返礼品納入業者でつくる集まりをつくり、これからの方向性や戦略のアイデアを議論したり、納入業者同士で返礼品をコラボして商品開発をしたり、あるいは情報交換して意識を高めることもできます。納入業者でつくる集まりを企画してはどうでしょうか、企画いたしませんか。

制度改正は、単に返礼品競争を抑制するだけでなく、自治体の姿勢と地域の価値がより問われる局面でございます。本町の強みを最大限に生かし、持続可能なふるさと納税制度を構築するために、明確な方針と具体策を求めて、ふるさと納税につきましての質問は、これで終わらせていただきます。

続きまして、宇治田原町「お茶の未来E X P O」を契機とした観光振興と地域活性化について、お伺いいたします。

宇治田原町「お茶の未来E X P O」についてでございます。

大阪・関西万博を契機として、お茶を通じた交流人口の増加を目指し、日本緑茶発祥の地の宇治田原町の魅力を発信しようと、10月4日土曜日に、集団茶園を一望できる西ノ山展望広場を中心に、呈茶等お茶に関するイベントが開催されました。私も出迎える側の一員として参加させていただきました。当日は、あいにくの大雨で、悪条件の中での開催でしたが、スタッフの方々の頑張りにより、充実できたイベントを開催できたと感じております。

そこでお伺いいたします。このイベントにおける来場者数や参加団体数などの成果を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 今年の4月から184日間にわたりまして開催されました大阪・関西万博には、国内外から多くの方が訪れ、大変な盛り上がりの中、先日、無事閉会を迎えました。本町といたしましても、関西パビリオン京都ゾーンにおきまして、8月に2日間、10月には1日の合計3日間、宇治田原茶の呈茶や展示、観光PR等を実施するために出展しておりました。当該パビリオンは、予約も取りにくいほど人気の高いパビリオンであり、会場は非常ににぎわっておりまして、多くの来場者の方に対しまし

て、宇治田原茶の魅力を発信することができたと考えているところでございます。

また、この契機を生かしまして、宇治田原町への来訪者の増加を図るため、大阪・関西万博開催期間中であります10月4日に、光島議員にもご参加いただき、西ノ山展望広場において、宇治田原町「お茶の未来E X P O」を開催いたしましたところでございます。

当該イベントは6団体の出展がありまして、合計9ブースが立ち並び、音楽ライブやジャグリングのパフォーマンス等ステージイベントへもご協力いただいたところでございます。当日は、先ほどもありました、あいにくの雨に見舞われまして、想定していたよりも少ない来場者数でございましたが、約100名の方に足を運んでいただきまして、宇治田原町のお茶を楽しんでいただき、宇治田原町の魅力をPRすることができたというふうに考えているところです。

○議長（原田周一） 光島議員。

○2番（光島善正） あの大雨の中、100名の参加者があったことは評価できると考えております。

続きまして、お伺いいたしたいと思います。

今回のイベントの主催が、地域おこし協力隊でした。今までこのようなイベントの主催は、宇治田原町や、イベントに向け、例えばふるさとまつり実行委員会のような実行委員会をつくり、そこが主催となるのが通例であったように記憶しております。このイベントの主催者を地域おこし協力隊にされた目的とその経緯をお聞かせください。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 本町の地域おこし協力隊は、観光・交流による地域活性化を軸に活動しております。業務の中には、イベントの企画や運営も含まれており、まちのPRや地域課題の解決等に取り組むこととしております。

議員ご指摘のように、実行委員会を組織し、いろいろな団体にご参加いただくことも検討したのですが、都市部から本町に移住し、今後、地域に根差して活動を行う協力隊にとりまして、地域の方々と共につくり上げる今回のイベントは、実践の場として、また協働の場として絶好の機会と捉え、協力隊を主催とし、イベントを企画、開催したところでございます。

○議長（原田周一） 光島議員。

○2番（光島善正） このイベントの主催された地域おこし協力隊は、この経験は大きな自信につながったと思います。今後、地域おこし協力隊の活動の場を広げていただき、その活動を期待いたしたいと考えております。

続きまして、お伺いいたします。

このイベントにおいて、来場者の足として臨時バスを京都京阪バスに依頼され、京阪宇治駅とＪＲ宇治駅に職員を配置され、誘客されました。その結果と評価をお聞かせください。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 国内外から関西圏に人が集まる大阪・関西万博開催時期に実施しました今回のイベントにおいては、町外からも多くの方に来ていただくため、宇治市方面からシャトルバスを運行いたしました。依頼いたしました京都京阪バス株式会社は、本町唯一の路線バス会社でありまして、イベントの日、前２週間よりバス車体への広告を実施していただくなど、広報の面でもご協力いただいたところです。

事前の告知等は幅広く実施いたしましたが、当日はあいにくの雨の影響もありまして、バスの利用者は約１０名でございました。雨天時を含め、集客方法について課題が残る結果となったところです。

以上です。

○議長（原田周一） 光島議員。

○２番（光島善正） 雨で利用者が１０名だったのは、大変残念なことではございましたけれども、町内唯一の公共交通機関である京都京阪バスとの良好な関係を維持するのには、よい機会になったのではないかと思います。

続きまして伺います。このイベントの運営に当たり、課題としてどのような点、例えば集客力、ＰＲ力、スタッフ確保、予算などのところで、どのような問題点があったか、挙がっていますか。お伺いしたいと思います。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 先ほども申し上げましたとおり、野外イベントにおける雨天時の集客については、かなり腐心したところでございまして、課題が残る結果となりました。事前ＰＲやスタッフの確保、予算等については、特段問題がなかったように考えておりますが、天候不良は来場者の方の移動の負担、特にお子様連れや高齢者の方にとっては、かなりご負担となることから、集客数も少なかったことは主催者側の努力ではかばい切れない外的要因でもあったと考えております。

しかしながら、屋外イベントは、自然や景色、音、風などを感じていただける、屋内イベントでは味わえない、代え難い催しでありますことから、屋外でありましても、できるだけ天候に左右されないコンテンツや、雨天時の代替会場の確保等、検討課題と考

えているところでございます。

○議長（原田周一） 光島議員。

○2番（光島善正） コロナ禍以降、ふるさとまつりがなくなり、「おうちで利き茶」は高評判で残っておりますが、リアルでお茶の魅力を伝えられるイベントの場が少ないのではないかと考えております。

今回のイベントは大雨の中、来場者は限られておりましたが、お茶にこだわった方々につながりができ、中身の濃いイベントになったと思います。主催された地域おこし協力隊も自身にもつながり、雨の中の会場を盛り上げてくれた湯屋谷出身のシンガーソングライター永谷茶門さんなどを発掘できたことも、これからの宇治田原の観光にとって成果ではないかと考えております。

そこで、今後、この実績を、「お茶の未来E X P O」を単発のイベントに終わらせず、継続的に発展させていく方策はお考えになっておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（原田周一） 谷出産業観光課長。

○産業観光課長（谷出 智） 議員ご指摘のとおり、来場者数は伸び悩んだものの、それでも100名の方が本イベントに興味を持っていただき、来場していただきました。そして、お茶を楽しんでいただけたこと、ライブイベントで新たな人材の発掘につながったこと、ご協力いただいた出展者の皆さんと改めてつながりを持てたこと、また、協力隊の自信にもなったことなど、今後の本町の観光行政にとって大きな成果であったと感じております。

今回のイベントを一過性のものとして終わらせることなく、発展・継続させていくためにも、必ずしも行政主体としてではなく、民間事業者・団体や地域主体のイベントとしても検討できないか、また、そうした民間等での取組が、これからの持続可能性や発展性から考えると現実的とも考えており、こうした方針については、各種団体、個人の皆さんから幅広くご意見を伺いたいというふうに考えております。

○議長（原田周一） 光島議員。

○2番（光島善正） このイベントを一過性のものとして終わらせることなく、発展・継続させていくとの答弁をいただきました。これからも、民間事業者・団体や地域主体とともに、前向きに取り組んでいただけるものと期待いたします。もちろん、我々も協力していきたいと考えております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（原田周一） これにて、光島善正議員の一般質問を終わります。

続きまして、堀口宏隆議員の一般質問を許します。堀口議員。

○3番（堀口宏隆） 皆様、こんにちは。堀口宏隆が通告に従い、一般質問を行います。

まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりが私の信念であります。人づくりに通ずる教育の問題について質問をいたします。

小中一貫教育に関しては十数年前から議論されていますが、時間が経過する中で、人口の問題や社会背景なども変化しており、当時とは異なる面も多々あるかと思えます。その当時の状況や考え方に変化があってもしかるべきと存じますが、現在の状況と今後の進め方は、どのようになっていくのでしょうか。

現在、宇治田原小学校及び田原小学校は、建築後約30年が経過しており、既に大規模改修の時期が到来しております。施設を大切にしていっても老朽化の問題は避けて通ることはできず、児童に安全で快適な教育環境を提供する観点からすると、改修もしくは建て替えの判断をしなければなりません。

一方で、現在の出生状況を見れば、年間40人もしくはそれを下回る状況であります。何らかの対策を講じていないということではなく、諸情勢を鑑みても、飛躍的にその数字が大きくなることは考えづらいと思います。現在の両小学校は300人規模の児童を迎えることの施設だと思えますが、実際には児童数は200人程度からそれ以下にまで減少してきております。小規模校には小規模校のよさがあるとの意見もありますが、やはり複数級が編成できる児童数が望ましいとの意見もありますことから、もはや何らかの対策を講じなければならない時期が到来しています。

こうした今日の状況も想定して、十数年前に小中一貫教育の議論がなされていたのだと推察しますが、その結論は出ていません。一部には、白紙撤回との声もありますが、私が住民の皆様の声を聞く限り、そうでない意見もあり、様々な声をお聞きしております。

旧村の役場が所在した場所の両小学校は、住民の多くが卒業された母校であり、地域アイデンティティーそのものだと思いますが、将来を担う子どもたちの教育環境を整えることを第一と施設整備を考えるべきだと思います。新たに学校を建設するなら幾らかかる、大規模改修するなら幾らかかるかというシミュレートされていると思いますので、財政状況も厳しき折、安易に学校建設など論ずることはいかがとは存じますが、既に対策が必要な時期には来ています。

強硬に小中一貫教育を推し進める端緒とするものではありませんが、町の規模、学校

のクラス編制、経常的な管理経費などを考えたとき、よりよき方策を出す必要があると思います。

以上のことを踏まえて、教育施設の整備についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（原田周一） 矢野教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（矢野里志） それでは、堀口議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

本町の小学校施設につきましては、田原小学校の校舎は平成5年建築で32年が経過、宇治田原小学校の校舎は平成8年建築で29年が経過し、いずれも築年数が約30年を経過しております。昭和56年以降の建築であることから、耐震については対応ができているものの、一般的に長寿命化計画で予防保全のための大規模改修が必要となる20年を超えている状況となっております。

現在の児童数は、田原小学校で187人、宇治田原小学校で206人と、施設規模と実際の児童数の乖離が生じるとともに、空き教室も増えてきており、少子化の進行により、今後も児童数の大幅な増加が見込みづらい状況となっております。

この間、大規模な改修は実施しておりませんが、授業や生徒に影響のある箇所は修繕対応を実施してまいりました。公共施設は、保有するだけでも維持管理に大きなコストがかかり、その中でも学校施設は、町全体が保有する施設の3分の1を占め、町財政へも大きな影響を及ぼしております。これらのことから、両小学校の施設の在り方については、喫緊の課題であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（原田周一） 堀口議員。

○3番（堀口宏隆） 今後の人口予測を鑑みても、児童数が急激に増加することは考えにくく、減少傾向をたどるであろうと思います。今日の状況は、十数年前から予測されていたと思うのですが、現実的な問題を避け、将来に先送りされたことは、今となっては非常に残念でなりません。

先ほどの答弁にもありましたが、財政負担の問題は、本町にとって最も重要な課題であると認識されるのであれば、殊さら身の丈に合わない大きな小学校を2つも持つことは、もはやナンセンスと言わざるを得ません。将来を担う子どもたちの教育に重点的に予算配分することが、今、望まれることではないでしょうか。喫緊の課題と言われるのであれば、少なくとも方向性の議論づけがなされ、マスタープランぐらいは持ち合わせていないと、今後の施策展開が論じられませんが、その点についてはいかがお考えです

か。

現下の状況にあつては、いつ何をするといった事業計画を明確にしなければなりません、そういったことを進めるお考えはあるのでしょうか、併せてお尋ねいたします。

○議長（原田周一） 南教育長。

○教育長（南 亮司） 各小学校の施設の今後の見通しについては、想定以上の児童数の減少を認識した上で事業計画を定める必要があると考えております。

現在は、施設一体型小中一貫教育についての開校時期を明確にできていませんが、小中一貫教育の充実に取り組んできており、学校管理職、教務主任が集う毎月の小中一貫企画会議、年3回の教職員全体研修会をはじめ、各部会での研究実践を行うとともに、ICTの効果的な活用、小学校専科教育による外国語、図画工作、音楽科の系統的な授業を進めてきたところでございます。

また、この間、子どもたちの教育のため、未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクトにより、未来を担う子どもたちの夢を応援する本町ならではの特色ある取組として、シビックプライドの醸成等、ソフト面の充実にも取り組んでいるところでございます。

将来的な施策展開や、学校を取り巻く教育環境の大幅な変化などを考慮し、現在、教育委員会において方向性について検討を行っているところであり、この間は、魅力ある小中一貫教育の充実に努め、その方向性の結論がまとまりましたら、今後の見通しについて速やかにお示しさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（原田周一） 堀口議員。

○3番（堀口宏隆） 教育長の答弁にありましたように、小中一貫教育の推進に向けた取組は重要であり、今後も進めていただきたいと思います。一方、施設一体型小中一貫教育についての開校時期を明確にできていないとおっしゃったように、肝心な点を決めずに先送りされていることが一番の問題であると考えます。

学校施設の整備、特に校舎の改修や建設といった問題は、即時に対応することが難しく、立案から実施まで数年を要するのが常です。これは、整備の方向性が確立されていることであり、本町のように、整備計画の内容すら未定の状況であれば、いつになるかわからず、本当の意味で子どもたちの将来を考えているのかと言わざるを得ません。小中一貫教育の議論がなされ、校舎をどうするのかという検討が始まってから、十数年が経過しました。そのとき生まれた子どもさんは、既に中学生の年齢だと思います。町教委が何もせずにいたとは申しません。様々な事情や理由があるのだと思いますが、あ

まりにも時間がかかり過ぎているのではないのでしょうか。

政治的な判断や財政的な問題があることは重々理解するところですが、検討を進めてまいりますという言葉で先送りをするのではなく、町長が政治生命をかけるに値する課題であると認識され、新年度に向けてご英断されるよう進言申し上げ、質問を終わります。

○議長（原田周一） これにて、堀口宏隆議員の一般質問を終わります。

続きまして、山本精議員の一般質問を許します。山本議員。

○５番（山本 精） それでは、山本精が通告に従い、一般質問を行います。

私の質問は、交通安全対策についてです。

現在、郷之口湯屋谷線は、工業団地通勤の方々の国道307号の渋滞回避のための抜け道として多くの方が通過されています。その通過台数につきましては、先日、平岡自治会館前で調査したところ、朝７時から８時の１時間で246台の通過がありました。この道路は、立川区住民にとりましては生活道路であり、７時半頃からは、立川、小学生の通学時間と重なっており、非常にこの時間の交通量が多くなっています。

この道路は、安全面の危惧があり、以前からスピードの抑制や、抜け道としての利用自粛などを依頼して、安心・安全な生活道路をと訴えられてこられました。現在の状況を、町はどのように考えていますか。

○議長（原田周一） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、山本議員の交通安全対策につきまして、ご答弁を申し上げます。

ご質問の町道郷之口湯屋谷線は、地域住民の生活道路であり、通学路の指定もございますことから、町といたしましても、特に交通安全対策が重要な路線の一つであると認識をいたしております。

これまでからも、地元区やPTAの方々、宇治田原工業団地管理組合等のご協力を得る中で、定期的な啓発活動や啓発看板の設置、交通マナーの向上を図る取組などを行ってきているところでございます。

今後につきましても、地元区やPTAからのご意見、ご要望を踏まえ、交通マナーの徹底につきましても、引き続き、工業団地管理組合と連携する中で、企業や事業所へ働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（原田周一） 山本議員。

○５番（山本 精） 実際、地元の住民の方々は、スピード抑制の問題で、スピードの最

高制限速度を時速30kmにしてほしい、道路標示も抑制になるよう、また、道路の形状も注意を与えるようなものに変えてほしいと望まれています。町はそれをどのように考えていますか。

○議長（原田周一） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） 町道郷之口湯屋谷線の安全対策につきまして、まずは過去の経過を申し上げたいと思います。

平成27年に地元立川区より時速30kmの速度規制導入の要望がありまして、それを受けまして、町から京都府公安委員会に要望を行ったところでございます。その要望に対しまして、京都府警本部規制課からは、道路幅員を狭めるなど物理的にスピードが出せない施工が必要との回答がございまして、地元協議をされた結果、生活道路として地元住民に多大な支障を来すこととなることから、速度規制は困難と判断されたところでございます。

また、ご質問に、道路の形状も注意を与えるようなものに変えてほしいとのことでございましたが、地元立川区からは、現在、そのような要望をいただいていないという状況でございます。

先ほどの答弁繰り返しになりますが、今後につきましても、地元区等からのご意見、ご要望を踏まえ、交通マナーの徹底について、引き続き、工業団地管理組合と連携する中で、企業や事業所へ働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原田周一） 山本議員。

○5番（山本 精） 来年の2026年9月から、生活道路の法定速度を時速30kmに引き下げる改正道路交通法が施行される予定です。生活道路とは、センターラインや中央分離帯のない、道幅5.5m以下の狭い道路のことです。これは、従来の法定速度である時速60kmから大幅な引き下げとなります。なお、現在、生活道路においては、ゾーン30、ゾーン30プラスの取組が行われてきました。

ゾーン30、ゾーン30プラスとは、生活道路における歩行者などの安全な通行を確保するために、区域を定めて時速30kmの制限速度を設ける取組であります。2026年9月の法改正は、ゾーン30、ゾーン30プラスとは異なり、一般道路の多くで制限速度が時速30kmに引き下げられます。本町でも、国道307号や山手線などを除き、多くの生活道路がこの法改正の対象になると思います。今回の改正の周知徹底と看板等での啓発を、今までになく、することを求めています。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（原田周一） これにて、山本精議員の一般質問を終わります。

続きまして、谷口茂弘議員の一般質問を許します。谷口議員。

○1番（谷口茂弘） 皆様、改めまして、こんにちは。

議席番号1番、谷口茂弘が通告に従い、一般質問を行います。

私が町議会議員に就任して1年がたちました。ちょうど1年前の12月議会定例会において、これから行う内容と同じ一般質問をしました。

その内容というのは、人が倒れて心肺停止の状態になると、救命率は1分ごとに約10%低下すると言われています。AEDの一般使用が解禁されて20年、これまでに約8,000人がAEDの使用で助かったものの、AEDが使用されたのは全体でたったの約4%。目の前で人が倒れた際に、特に倒れたのが女性である場合、その場でAEDを使用するために胸元を開けることに、いかに救命が最優先であると頭で理解はしていてもちゅうちょすることが考えられることから、町内に配備されているAEDに女性用の胸パットや布を梱入することを提案しました。

さらに、心停止の約7割が自宅で起きているということから、大切な家族を守るために、町内の小中学校で、1年に最低一度は、授業として救急救命講習やAEDの使用練習を実施することについての考えを伺うというものでした。

それぞれの答弁は、AEDに体を覆う布と、女性に配慮したAEDの使い方の説明書を備え付けています。小学校高学年と中学校で、消防分署と連携の上、救急救命の実技講習を実施していますというすばらしい回答でした。

ただし、私がどうしても実現したいと願っている、町内のコンビニエンスストアへのAEDの設置については、残念ながら期待している回答を得ることはできませんでした。24時間営業しているコンビニエンスストアにAEDが置いてあれば、設置場所を人に聞いたりスマホで検索する必要もなくなり、誰もが24時間、いつでも人の命を救える可能性が大きく広がると考えます。

実は、私と同じ考えで、令和4年3月に当時の宇佐美議員も同じ質問をされていました。昨年の私からの質問に対する答弁は、本町でも過去に町内のコンビニエンスストアに声かけをしてまいりましたが、管理上の問題等もあり設置には至っておりません。本町としましては、必要なときに地域住民がAEDを使用できるように、各地域の消防器具庫内にAEDを設置していますので、ご理解賜りますようお願いいたしますというものでした。

今回、昨年に引き続き、町内のコンビニエンスストアへのＡＥＤの設置についてお尋ねしても、３年半前、１年前と変わらない回答になるのでしょうか。２４時間営業のコンビニエンスストアに自治体が所有するＡＥＤが近畿圏内で初めて設置されたのは、宝塚市で平成２６年８月のことです。それから１１年がたち、今では数多くの自治体でコンビニにＡＥＤが設置されています。お隣の城陽市では、ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン、山崎製パンの４社のコンビニ全店にＡＥＤを設置していますのでご活用くださいと大きくＰＲされています。お隣の城陽市を含め他の自治体でできることが、本町でできない理由をお教えてください。

設置できない理由が、深夜等にコンビニの店員様にＡＥＤの使用法を尋ねたり、救助の協力依頼があるなど、店舗や店員様への負担を考慮してのことであるなら、他の自治体が行っているのと同様に、ＡＥＤを使用するのは住民の皆様です、コンビニの店員の方はＡＥＤの受け渡しのみですという注意書きを掲出して周知することを条件に、コンビニ店舗に協力をお願いをしたいと考えます。

私は、どうしても町内のコンビニにＡＥＤを設置したいという強い思いでおります。こうした方法での協力依頼を含め、ＡＥＤのコンビニ設置についての回答をお願いいたします。

○議長（原田周一） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） それでは、谷口議員の町内のコンビニエンスストアへのＡＥＤの設置につきまして、ご答弁を申し上げます。

ＡＥＤは心停止などの緊急事態におきまして、最も有効な救命手段の一つであり、公共の場における設置は地域全体の安全性と救命率の向上につながることから、本町でも、これまでより町公共施設や各地域の消防団器具庫にＡＥＤを設置しているところでございます。

谷口議員ご提案のとおり、コンビニエンスストアは多くの住民が日常的に立ち寄る場所であり、緊急時の一時応急手当ての場としても機能し得ると考えております。城陽市など近隣市町の一部におきまして、コンビニエンスストアにおけるＡＥＤ設置に取り組まれていることも承知をいたしているところでございます。

本町におきましても、これまでから町内のコンビニエンスストア店舗にＡＥＤの設置につきまして声かけしてまいりましたが、店舗の管理体制であったり設置スペース等についての課題があると回答をいただいているところでございます。

しかしながら、住民の皆様が安心して暮らせる環境を充実することは非常に重要であ

り、引き続き、近隣市町のコンビニエンスストアへのＡＥＤの設置の取組手法等を研究するとともに、コンビニエンスストア店舗とも改めて協議をする中で、設置に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原田周一） 谷口議員。

○１番（谷口茂弘） コンビニエンスストア店舗とも改めて協議しながら設置に向けて取り組んでいただけたという非常に前向きな答弁をいただきました。ぜひとも、よろしくお願いいたします。

今年１月に総務省が発表した、令和６年版救急・救助の現況では、一般市民が目撃した心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による心肺蘇生等実施の有無別の生存率を見ると、令和５年中に一般市民が目撃した心肺停止傷病者数は２万８,３５４人で、そのうち一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数は１万６,９２７人、５９.７％となっています。一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数のうち、ＡＥＤを使用した傷病者数は１,４０７人で、そのうち１か月後生存者数は７６３人、５４.２％、１か月後社会復帰者数は６３２人で、４４.９％となり、一般市民がＡＥＤを使用した方の半数以上が１か月後に存命で、半数に近い方が１か月後に社会復帰をされていることになります。これは、一般市民が心肺蘇生を実施しなかった傷病者については、存命率が７.３％、社会復帰率が３.４％という数値ですから、その差は歴然で、いかにＡＥＤの使用が心肺停止になられた方の命や社会復帰に役立つかが分かります。

また、さきの総務省発表の令和６年版救急・救助の現況において、令和５年中に１１９番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでに要した現場到着所要時間の平均は約１０.０分でした。消防署宇治田原分署に確認したところ、本町では、令和６年で平均７分３６秒とのことで、全国平均よりも２分２４秒も早く救急車が到着しています。これは、消防署職員の皆様の日頃の厳しい訓練のたまものであると感謝申し上げます。

そんなに早く救急車が来てくれるなら、コンビニにＡＥＤを取りに行くよりも救急車を呼べばいいのではないかと思われる方もおられるかもしれません。倒れている人がいれば、必ず救急車を呼ぶ。しかし、救急車が到着するまでの平均７分半から１０分、心肺停止から１０分たつと、何もしなければ助かる可能性はほとんどなくなります。ＡＥＤはその間に、そこにいる人ができる最善のことはするための道具、救急車の代わりではなく、つなぎの命綱として置いているものになります。だからこそ、２４時間営業していて分かりやすいコンビニエンスストアに置いていただきたいと思います。設置に向けての

対応を、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、冒頭でもＡＥＤの使用は一刻を争うと話しました。ＡＥＤを必要とする人を見つけて、救急車を呼び、ＡＥＤを探すときに、コンビニのような分かりやすい場所以外、やはりスマホでＡＥＤの設置場所を検索するところになると思います。

ところが、厚生労働省の指示に基づく登録型の財団全国ＡＥＤマップでは、宇治田原町内に設置場所が記されておられません。また、日本最大の投稿型の日本全国ＡＥＤマップには、自治体公表として、旧役場跡地と隣接する旧町立保健センターに設置ありと記され、新庁舎には記載はありません。さらに、京都府のホームページから本町のＡＥＤ設置場所一覧が出てきますが、地図はなく、一覧表のみで、記載された役場の住所は、荒木西出と古いままです。もちろん、実際にＡＥＤが設置されている各消防器具庫は表示されておられません。

この状況では、一刻を争う緊急事態の中で、早くて確実にＡＥＤを見つけ出すのは困難かと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（原田周一） 奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） ＡＥＤマップの取組につきましては、地域住民の命を守る最前線の情報基盤として、迅速な救命処置の実現に直結するものであります。

まず、現状のＡＥＤにつきましては、谷口議員からご指摘がありましたように、財団全国ＡＥＤマップには町内公共施設の記載がされておられません。また、日本全国ＡＥＤマップや京都府統合型ＧＩＳ ＡＥＤマップにおきましては、公共施設の登載がされていますが、一部施設の場所情報において更新ができていない状況でございます。

本町といたしましても、各種ＡＥＤマップにおいて十分な情報の登載ができておらず、ＡＥＤの適切な活用機会を逃し、救命機会の喪失につながりかねない状況であったことを深く認識し、マップ更新に努めますとともに、今後、コンビニエンスストアにおいてＡＥＤ設置の取組ができました際には、町ホームページにＡＥＤマップを掲載するなど、住民の皆様にも広く周知してまいりたいと考えております。

○議長（原田周一） 谷口議員。

○１番（谷口茂弘） ご答弁いただきましたとおり、助けることのできる命を救う、社会復帰を手伝うためにも、ＡＥＤマップの更新を、ぜひ、お願いいたします。

そして何よりも、スマホでＡＥＤ設置場所を検索する必要もなく、２４時間いつでも確実にＡＥＤを受け取ることができるコンビニエンスストアへの設置が一番だと考えます。問題、課題があれば、私も共に動きます。設置できるまで、私は働きかけを続ける覚悟

ですので、よろしくお願いいたします。

2つ目の質問は、町の総合防災訓練についてです。

さきに山内議員からも質問があったとおり、10月26日に地震発生を想定し、自主防災会、消防団、消防署、自衛隊、警察署、災害協定締結市町、ライフライン関連企業や地域団体など、多数の企業、団体が参加されて実施されました町総合防災訓練は、連携の強化や住民の意識向上に役立つ、大変有意義な意義深い訓練でした。ご担当者をはじめ関係各位の皆様のご苦勞に感謝いたします。

ただ、さきの委員会でも発言しましたとおり、違和感があったのが避難訓練です。多くの住民が無理なく参加できる工夫と、今回、協力いただきました自衛隊等との連携訓練であると理解はできるものの、訓練で役場の公用車や自衛隊が迎えに来ると、実際に災害が発生したときにも、訓練で迎えが来てくれたのだから、今回も来てくれるだろうと勘違いされる方が出る危険性があります。宇治田原中央公園に避難される方はほとんどが車を利用されると想定されますが、駐車場をどうするのか、想定できているのでしょうか。そもそもスペース上無理であれば、各自主防災会に連絡して、避難所を分散する等の備えも必要かと考えます。可能な限り、実際の災害発生に準じた訓練を繰り返す行いべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（原田周一） 村山総務理事。

○総務理事兼総務課長（村山和弘） ご答弁申し上げます。

10月26日に開催いたしました町総合防災訓練における総括につきましては、午前中、山内議員のご質問に答弁させていただいたとおりでございます。

今回の町総合防災訓練の会場であります宇治田原中央公園につきましては、地震時における広域避難場所としての活用だけでなく、災害時における救助物資の集出荷を担う集積拠点や広域応援活動を受け入れる救援活動拠点、また、災害用ドクターヘリコプター発着予定地、応急仮設住宅建設候補地といった様々な活用を想定しております。大規模災害が発生した場合は、地域住民の方々には避難所等へ避難する前の中継点として、まずは各地域の公民館等の一時避難場所に避難し、次に、住民体育館、奥山田ふれあい交流館や小中学校体育館といった、災害時に避難した住民が生活できる指定避難所へ避難していただくことを想定しております。

そのため、宇治田原中央公園につきましては、地震時における広域避難場所としての活用も想定しておりますが、多くの地域住民の方が避難していただく場所といたしましては、小中学校等の指定避難場所となります。宇治田原中央公園におきましても、災害

の状況等に応じた駐車場が必要と判断した場合には、芝生広場部分への駐車も可能であると考えております。

また、自衛隊の災害派遣につきましては、京都府を通じて派遣要請を行うこととなりますが、災害の状況により、災害現場での人命救助、水防活動、給水支援、物資支援、生活支援、行方不明者捜索等の幅広い活動に従事していただくことになります。今回、防災訓練におきましては、自衛隊の協力を得る中で、一時避難場所等から中央公園までの避難移送訓練を行いました。多様な活動の中の一つとして移送支援もあると認識していただけたものと考えております。

谷口議員よりご意見いただきました、実際の災害発生を想定した訓練につきましても、関係機関のご意見を頂く中で、よりよい訓練となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（原田周一） 谷口議員。

○1番（谷口茂弘） 今回の訓練は地震を想定したのですが、昨今の異常気象を踏まえ、あらゆる事象に備えた訓練が必要です。関係機関からの移送支援を受けた訓練もその一部であると認識しております。町役場、消防団、消防署、警察や自衛隊に自主防災会が加わり実施する消防防災訓練は、非常に重要でありますし、引き続き、広く住民が参加できる取組を続けていただきたいと思います。

ただ、こういうときにはこうするという訓練は、行政等関係機関などが行っても不十分で、住民一人一人が平時に事前に考えておく必要があります。そもそも、マイタイムラインの作成をもっと周知すべきであると考えます。これも、今年3月の一般質問に加えていた内容です。

マイタイムラインの作成は、国交省も推奨しています。東日本大震災では、家族が心配で自宅に戻ったり捜したりして、逃げ遅れて犠牲になられた方もおられました。大規模災害発生時に、携帯電話はまず通じなくなると考え、家族で、どうなったときにはどうするか、連絡が途絶えても各自でどこに集合するかを事前に決めておけば、わざわざ家族を捜しに危険な場所に戻る必要もなくなり、犠牲を減らすことができます。

マイタイムラインと聞くと難しそうに聞こえますが、家族で、どうなったときにどうするか、家や学校に迎えには行けないよ、あそこは安全やし、あそこに集合しよなという、この話合いこそがマイタイムラインの作成であり、非常に重要なことになります。

今も年に一度は町広報紙、町民の窓に掲載いただいておりますが、防災訓練などの機会も含め、もっと町民にこの事前の話合い、マイタイムラインの作成を促すべきと考え

ますが、いかがでしょうか。

○議長（原田周一） 奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） マイタイムラインは、災害時や災害の発生リスクが高まっているときに、自分や家族が、いつ何をするのかなどの防災行動を時系列に整理してまとめたものであり、取るべき防災行動をあらかじめ整理しておくことで、いざというときに身を守る行動を取ることに繋がります。お住まいや年齢などに応じて防災行動はそれぞれ異なります。災害が発生しても慌てずに行動できるよう、ご家族の中でマイタイムラインを作成することが大変重要となってまいります。

本町では、令和5年度に防災マップを改定した際、ご家庭の中で、防災マップを見ながら避難場所や避難経路を話し合っていたるように、マイタイムライン作成についての情報面を取り入れたところでございます。

議員ご提案のとおり、住民の皆様にもマイタイムラインの作成について広く周知することは、大変重要なことであると認識いたしております。本町といたしましても、これまでから出前講座や地域の防災訓練等におきまして、家庭の中で話をしていただけるよう、マイタイムラインの啓発も行ってきたとおり、今後も、自主防災会と連携する中で、マイタイムラインの周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（原田周一） 谷口議員。

○1番（谷口茂弘） 繰り返しになりますが、マイタイムラインの作成と聞くと、面倒で難しいことのように感じますが、どうなったときにどうするかを、自分で考える、家族で話し合うということだけで、いざというときの行動が大きく違ってきます。それほど大層なことではないけれども、とても重要なことなんだよと、広く町民の皆様にも周知いただき、災害への備えが行き届いた安心・安全なまちづくりを今後も進めていただくようお願いしまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（原田周一） これにて、谷口茂弘議員の一般質問を終わります。

◎議案第58号～議案第66号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（原田周一） 会議規則第37条により、日程第2から日程第10まで、議案第58号から議案第66号までの9議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 日程第2から10、議案第58号から議案第66号の9議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）につきましては、強い経済を実現する総合経済対策に基づき、物価高騰の影響を受けている子育て世代への物価高対応子育て応援手当支給事業費や、同じく物価高騰の影響を受けている水道使用者への負担軽減のための物価高騰対策水道料金減免事業費をはじめ、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正を行うものでございまして、補正額は7,107万5,000円の追加となり、補正後の予算総額を59億587万4,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきまして、ご説明申し上げます。

国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,981万5,000円をはじめ、物価高対応子育て応援手当支援金2,635万9,000円を追加し、合計で4,617万4,000円を追加しております。

繰越金では、前年度繰越金2,490万1,000円を追加しております。

次に、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

議会費では、職員人件費の補正及び議員報酬等で176万円を減額しております。

総務費では、職員人件費の補正で1,408万6,000円を追加しております。

民生費では、物価高対応子育て応援手当支給事業費2,635万9,000円をはじめ、国民健康保険特別会計繰出金107万1,000円、介護保険特別会計繰出金245万7,000円、職員人件費の補正で445万6,000円を追加し、合計で3,434万3,000円を追加しております。

衛生費では、職員人件費の補正で190万9,000円を減額いたしますが、物価高騰対策水道料金減免事業費として、水道事業会計負担金1,132万1,000円を追加し、合計で941万2,000円を追加しております。

農林水産業費では、職員人件費の補正で435万4,000円を追加しております。

商工費では、職員人件費の補正で34万1,000円を減額しております。

土木費では、下水道事業会計補助金230万円を追加いたしますが、職員人件費の補正で1,189万2,000円を減額し、合計で959万2,000円を減額しております。

消防費では、職員人件費の補正で24万7,000円を追加しております。

教育費では、小中学校給食費支援事業費849万4,000円をはじめ、職員人件費の補正で1,115万円を追加し、合計で1,964万4,000円を追加しております。

続きまして、議案第59号、令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費のほか、保険給付費等の補正を行うものでございまして、410万5,000円を

追加し、補正後の予算総額を10億848万7,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、府支出金300万円、繰入金107万1,000円、繰越金3万4,000円を追加しております。

歳出では、総務費107万1,000円、保険給付費300万円、諸支出金3万4,000円を追加しております。

議案第60号、令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、まず保険事業勘定におきまして、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う職員人件費のほか、システム改修に要する費用を補正するものでございまして、補正額は269万9,000円の追加となり、補正後の予算総額を9億1,266万2,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金24万2,000円及び繰入金245万7,000円を追加しております。

歳出につきましては、総務費76万2,000円、及び地域支援事業費193万7,000円を追加しております。

次に、介護サービス事業勘定では、町職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員に係る人件費を補正するものでございまして、補正額は6万8,000円の追加となり、補正後の予算総額を377万5,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰越金6万8,000円を追加しております。

歳出では、事業費6万8,000円を追加しております。

続きまして、議案第61号、令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費のほか、電気料金の上昇に伴う施設管理費の補正を行うものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業費用の営業費用で458万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3億2,281万8,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出の建設改良費で71万2,000円を追加し、補正後の予算総額を2億4,442万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第62号、令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正を行うものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益の営業外収益で95万

7,000円を追加し、補正後の予算総額を4億5,314万円にし、そして下水道事業費用の営業費用で95万7,000円を追加し、補正後の予算総額を4億4,804万7,000円とするものがございます。

次に、資金的収入及び支出につきましては、資金的収入の出資金で、134万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3億6,894万2,000円に、資金的支出の建設改良費で134万3,000円を追加し、補正後の予算総額を4億7,834万7,000円とするものがございます。

続きまして、議案第63号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和7年8月7日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものがございます。

改正内容は、初任給をはじめとする若年層に重点を置いて給料表を引き上げるとともに、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間支給月数を現行の4.60月から4.65月に改めるほか、通勤手当等の改正を行うものがございます。

続きまして、議案第64号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和7年8月7日の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものがございます。

改正内容は、町長等特別職の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間支給月数を現行の3.45月から3.50月に改めるものがございます。

議案第65号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和7年8月7日の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものがございます。

改正内容は、議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間支給月数を現行の3.45月から3.50月に改めるものがございます。

議案第66号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、一般職の町職員の給与改定に準じて所要の改正を行うものがございます。

改正内容は、一般職に準じて給料表を引き上げる改正を行うとともに、一般職の規定を準用することにより、期末・勤勉手当の支給月数が0.05月引き上げられ、年間支給月数が現行の4.60月から4.65月となるものがございます。

以上、ご審議賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（原田周一） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。

す。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 質疑なしと認めます。

これで、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号から議案第66号までの9議案を、予算特別委員会に付託することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 異議なしと認めます。よつて、ただいま申しましたとおり、9議案につきましては、予算特別委員会に付託することに決定いたします。

お諮りいたします。以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次回は12月17日午前10時から会議を開きますので、ご参集願ひます。

なお、本日付託いたしました各議案につきましては、所管の委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後2時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 原 田 周 一

署 名 議 員 光 島 善 正

署 名 議 員 藤 本 英 樹